

ベトナム税務 Q&A

(2018年7月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ハノイ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ハノイ事務所が現地会計・税務コンサルティング事務所 Fair Consulting Vietnam JSC に作成委託し、2018年7月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび Fair Consulting Vietnam JSC は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Fair Consulting Vietnam JSC が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ハノイ事務所
E-mail：VHA@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

第1章：税金に関する法律制度の仕組み	1
質問1 ベトナムの税金に関する法律制度の仕組みを教えてください。.....	1
質問2 ベトナムには、どのような税金制度がありますか。.....	2
第2章：法人所得税（CIT）	4
質問3 ベトナムの CIT は誰が納税しなければならないのですか。.....	5
質問4 CIT の基本的な計算方法を教えてください。.....	6
質問5 CIT における課税所得とは何ですか。.....	7
質問6 CIT の非課税所得にはどのようなものがありますか。.....	9
質問7 CIT の計算上、損失を翌年度以降に繰越すことは認められますか。.....	9
質問8 CIT の優遇税制について教えてください。.....	10
質問9 CIT の申告と納付手続きについて教えてください。.....	14
質問10 ベトナムの移転価格税制について教えてください。.....	15
質問11 移転価格税制の対象となる法人を教えてください。.....	16
質問12 移転価格税制上、順守すべき取引価格の算定方法はどのようなものですか。.....	16
質問13 移転価格税制上、法人が順守すべき行政手続きを教えてください。.....	17
第3章：付加価値税（VAT）	19
質問14 ベトナムの VAT とは、どのような税金ですか。.....	21
質問15 VAT の納税義務者は誰ですか。.....	21
質問16 VAT はどのように計算するのですか。.....	22
質問17 VAT の税率について教えてください。.....	23
質問18 VAT が課税されない財・サービスにはどのようなものがありますか。.....	24
質問19 VAT の 0%課税取引と非課税取引の違いを教えてください。.....	25
質問20 VAT はいつ申告納付するのですか。（PIT 申告についても解説あり）.....	26
質問21 還付が認められるのはどのような場合ですか。.....	27
質問22 インボイス方式に基づき還付を受けるために必要な手続きを教えてください。.....	28
質問23 還付が認められない仕入 VAT（Input VAT）はありますか。.....	29
第4章：個人所得税（PIT）	30
質問24 ベトナムにおける PIT の納税義務者と、課税される所得の範囲を教えてください。.....	31
質問25 日本とベトナムの両国において居住者に該当する場合、居住形態の判定方法について 教えてください。.....	32
質問26 ベトナムに短期出張する日本人に対する PIT の課税の取り扱いを教えてください。.....	32
質問27 ベトナムと他国との間の租税条約に基づいて、PIT の短期滞在者免税を受ける場合 の手続きについて教えてください。.....	33
質問28 PIT の課税所得にはどのようなものがありますか。.....	33
質問29 PIT の非課税所得にはどのようなものがありますか。.....	34
質問30 給与所得に対する PIT の計算方法と税率を教えてください。.....	35

質問 31	給与所得に対する PIT の計算を行う場合、ネット所得とグロス所得のそれぞれの場合について、PIT の計算方法を教えてください。	37
質問 32	給与所得以外の所得に対する PIT の税率を教えてください。	38
質問 33	ベトナムではどのような所得が源泉徴収の対象となるのでしょうか。また、これらの所得の PIT の申告納税期限と申告様式を教えてください。	39
質問 34	ベトナムではどのような所得が源泉徴収の対象とならず、確定申告（月次申告、年次申告）をしなければならないのでしょうか。	40
質問 35	PIT の確定申告（月次申告、年次申告）の申告納付期限および申告様式を教えてください。	41
質問 36	新規赴任者の課税期間と、外国税額控除について教えてください。	42
第 5 章: 外国契約者税 (FCT)		44
質問 37	FCT とはどのような税金をいうのですか。	45
質問 38	FCT の納税義務者と申告納税の方法を教えてください。	47
質問 39	FCT の申告納税に関する 3 方式 (VAS 方式、ハイブリッド方式、源泉徴収方式) の納税義務者、登録手続き、申告納税期限、税率を教えてください。	48
質問 40	FCT の申告納税の一つである源泉徴収方式の計算方法を教えてください。	49
質問 41	みなし輸出入およびその場合の FCT について教えてください。	52
第 6 章: 税務調査		53
質問 42	税務調査はいつ行われるのでしょうか。	54
質問 43	税務調査期間はどのくらいですか。	54
質問 44	税務調査のために何を準備しておけば良いのでしょうか。	55
質問 45	税務調査の結果、追徴課税となった場合、どのように課税されますか。	55
質問 46	駐在員事務所に対しても税務調査は行われるのでしょうか。	58

第1章: 税金に関する法律制度の仕組み

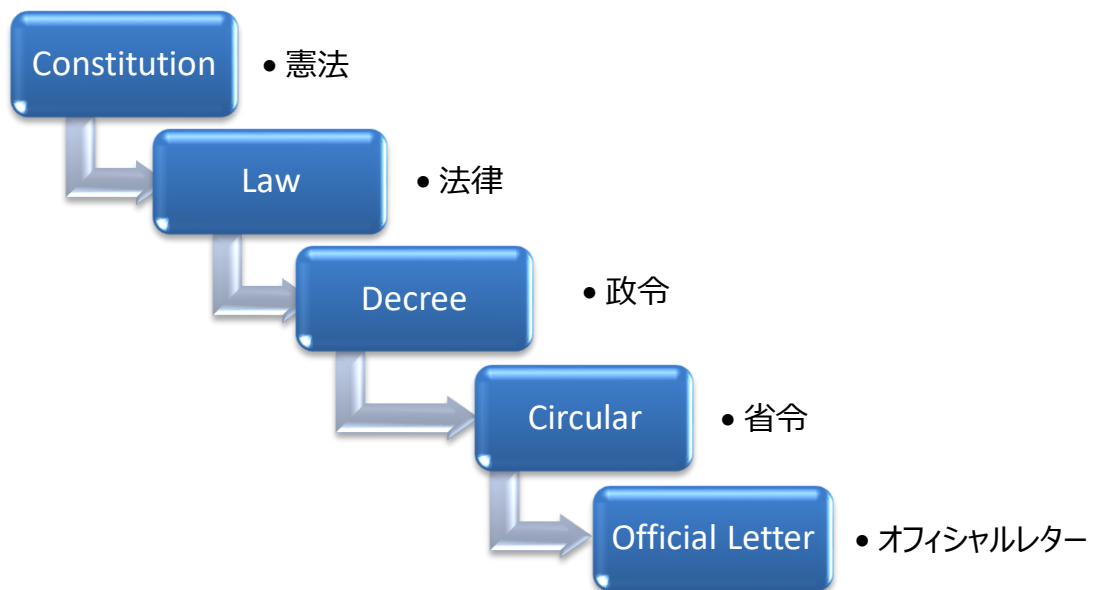
質問1: ベトナムの法律制度の仕組みを教えてください。

ベトナムにおいては、すべての法律が「憲法(Constitution)」に基づいて公布される必要があります。国会は「法律(Law)」を、内閣はこの法律の具体的な実施方法を定めるために「政令(Decree)」を発行します。

内閣の指示を受けた省庁は、法律や政令を実施するための行政手続きや内部指針を詳細に示す「省令*(Circular)」を定めます。

これらの法令等の実施に当たって特定の事象について、さらに具体的な指針を得るための質問を国民から政府機関に提出した場合にその政府から書面による公式回答を得られる場合がありますが、これを「オフィシャルレター(Official Letter)」といいます。

* 省令は「通達」とも訳されます。



質問 2: ベトナムには、どのような税金制度がありますか。

ベトナムにおける主な税金として、

- (1) 法人所得税 (Corporate income tax、以下「CIT」といいます)
- (2) 付加価値税 (Value added tax、以下「VAT」といいます)
- (3) 個人所得税 (Personal Income Tax、以下「PIT」といいます)
- (4) 外国契約者税 (Foreign Contractor Tax、以下「FCT」といいます)

があります。これらの税金の詳細は、第 2 章～第 5 章で説明します。

その他の税金としては次のようなものがありますが、これらはすべて国税であり、地方税ではありません。

(1) 特別消費税 (Special consumption tax)

たばこ、スピリッツ(蒸留酒)、ワイン、ビール、24 席以下の自動車、航空機、ヨット、ガソリン等を生産または輸入している企業等、もしくはダンスホール、マッサージ、カラオケ、カジノ、賭博、ゴルフ、宝くじ等のサービスを提供している企業等に対しては、特別消費税が課されます。

特別消費税の課税対象とされる商品またはサービスは、付加価値税の課税対象にもなります。

主要な品目について、特別消費税の税率表は次の通りです。

品目	税率	品目	税率	品目	税率
たばこ	70%	ビール	65%	9 席以下の自動車 (シリンダー容積による)	35-150%
20 度以上の酒	65%	カジノビジネス	35%	10-15 席の自動車	15%
20 度以下の酒	35%	ゴルフビジネス	20%	16-24 席の自動車	10%

(2) 天然資源税 (Natural resources tax)

石油、鉱物、林産物、海産物、天然水等のベトナムの天然資源を開発する企業等には、天然資源税が課されます。

(3) 非農地使用税 (Non-agricultural land use tax)

都市等の宅地、工業団地用土地、生産・経営用土地、鉱物開拓用土地等を使用する権利を持つ企業等に対しては、非農地使用税が課されます。

(4) 環境保護税 (Environmental protection tax)

石油、ガソリン、グリース、石炭、ナイロン袋を含む特定の商品を生産および輸入している企業等に対しては、環境保護税が課されます。

(5) 輸出入関税 (Import and Export duties)

輸入を行う企業等に対しては輸入関税が課されます。

特別優遇税率は、ベトナムとの間で日本、アセアン諸国、中国、インドをはじめとする特別優遇協定を結んでいる国からの輸入品に対して、優遇税率はベトナムとの間で最恵国待遇(MFN)を結んでいる国からの輸入品に対して適用されます。

輸出関税は、主に砂、チョーク、大理石、原油、林産物等の天然資源に課せられます。

第 2 章: 法人所得税 (CIT)

CIT 関連法令一覧

法令	法令番号	内容
法律	No. 106/2016/QH13 dated 6/4/2016	税務諸法の一部条項の改正および補足
	No. 71/2014/QH13 dated 26/11/2014	税務諸法の一部条項の改正および補足
	No. 32/2013/QH13 dated 19/06/2013	法人所得税法の一部条項の改正および補足
	No. 21/2012/QH13 dated 6/4/2012	法律 No.78/2006/QH11 の一部条項の改正および補足
	No. 14/2008/QH12 dated 03/06/2008	法人所得税法
	No. 78/2006/QH11 dated 29/11/2006	税務管理に関する法律
政令	No. 146/2017/ND-CP dated 15/12/2017	税務諸政令の一部条項の改正及び補足
	No. 20/2017/ND-CP dated 24/02/2017	移転価格税制に対する税務管理に関するガイドライン
	No.12/2015/ND-CP dated 12/02/2015	税務諸法の一部条項の改正および補足法の施行ガイドライン、税務諸政令の一部条項の改正および補足
	No. 91/2014/ND-CP dated 1/10/2014	税務に係る諸政令の一部条項の改正および補足
	No. 218/2013/ND-CP dated 26/12/2013	法人所得税法の詳細および施行ガイドライン (2014年2月15日から有効)
省令 (通達)	No. 25/2018/TT-BTC dated 16/3/2018	No.146/2017/ND-CP のガイドライン、諸通達の一部条項の改正及び補足
	No. 41/2017/TT-BTC dated 28/04/2017	移転価格税制に関するガイドライン
	No. 95/2016/TT-BTC dated 28/06/2016	税務登録に関する税務管理法のガイドライン
	No. 96/2015/TT-BTC dated 22/06/2015	No. 12/2015/ND-CP の施行ガイドライン
	No.151/2014/TT-BTC dated 10/10/2014	政令 No. 91/2014/ND-CP の施行ガイドライン
	No. 119/2014/TT-BTC dated 25/8/2014	税務行政手続きの簡素化に係る省令 No.156/2013/TT-BTC、No.111/2013/TT-BTC、 No.219/2013/TT-BTC、No.08/2013/TT-BTC、 No.85/2011/TT-BTC、No.39/2014/TT-BTC、 No.78/2014/TT-BTC の一部条項に対する改正・補足省令
	No.78/2014/TT-BTC dated 18/6/2014	No. 218/2013/ND-CP の施行ガイドライン
	No. 156/2013/TT-BTC dated 06/11/2013	税務管理法の一部条項の施行ガイドライン

その他、上記法令に関連するオフィシャルレターがあります。

税務上の取り扱いについては、上記のほかベトナムが締結した他国との租税条約も影響を及ぼします。

質問3：ベトナムの CIT は誰が納税しなければならないのですか。

ベトナムでは、ベトナム法人であるか外国法人（国内に PE を有する法人）であるか、または法人であるか支店であるか否かに関わらず、事業活動から生じた所得について法人所得税が課されます。ベトナムにおいて法人所得税を納税しなければならない法人としては、次のとおり内国法人と外国法人の2種類に大別されます。

※、非居住者に関しては後述する外国契約者税の一部として法人所得税が課せられます。

内国法人

- ・ベトナムの企業法、国営企業法、投資法、保険業法、金融機関法等により設立された企業
- ・ベトナム職業専門家協会・その他の民間団体
- ・ベトナム協同事業体法に基づき組織された各種法人

外国法人

- ・ベトナム国外の会社法に基づき設立された法人であるが、ベトナム国内に恒久的施設（※）を有する外国法人
- ・ベトナム国内を源泉とする所得を稼得した外国法人・その他の団体

* ベトナム国内において、次のような事業を行う一定の場所を恒久的施設(Permanent Establishment、以下「PE」といいます)といい、PE を有する場合には、外国法人であっても CIT が課税されます。



支店、管理事務所、工場、作業場、交通機関、鉱山、石油等のベトナムでの天然資源の開拓場所



外国企業の代理人



建設、建設工事、据付、組立作業を行う場所



外国企業の代理で契約を締結する権限を有する代表者、または権限は有さないが通常ベトナムで商品・サービスの提供をする代表者



単一の事業、または複数の関連事業において、12 ヶ月の間に合計6 ヶ月を超える、使用人やその他の職員を通じた役務の提供（コンサルタントによる役務の提供を含む。）

質問 4: CIT の基本的な計算方法を教えてください。

課税対象期間における法人所得税の額は、納税者の課税所得に税率を乗じて計算します。課税対象期間は暦年が採用されますが、企業がグレゴリオ暦年（1月～12月）以外の会計年度(*1)を適用した場合、その会計年度（当事業年度）が課税対象期間(*2)となります。

(*1) 3月、6月、9月、12月末から選択可能

(*2) 新規設立企業の初年度、清算企業の精算年度は、15ヵ月まで算入可能。

$$\begin{array}{c}
 \text{CIT} = \text{当事業年度内の課税所得} \times \text{税率} \\
 \quad \quad \quad \updownarrow \text{または} \\
 \quad \quad \quad \text{課税所得} - \text{研究開発積立金積立額}
 \end{array}$$

- **課税所得とは**
質問 5 を参照して下さい。
- **法人所得税率とは**
CIT の標準的な法人所得税率は 20%と定められています。
- このほか地域に応じて 32%～50%の法人所得税率が、ベトナムでの希少で重要な資源の探鉱、探査および開発活動の所得に対して適用されます。

なお、他のアジア諸国と比較してベトナムの標準税率は平均的水準にあります。

(2017年7月現在)

国名	ベトナム	タイ	フィリピン	香港	中国	マレーシア
法人所得税率	20%	20%	30%	16.5%	25%	24%

- **研究開発積立金積立額とは**
ベトナムの法律に基づいて設立され運営されている企業は、研究開発積立金として課税所得の 10% を CIT 計算前に控除することができます。
ただし、その積立金の 70%以上が 5 年以内に利用されず、または不正あるいは研究開発活動のために使用されなかった場合、その法人はその不正使用等された金額に対応する CIT および延滞税を納付しなければなりません。

質問5：CITにおける課税所得とは何ですか。

CITの課税所得は、次の計算式で求められます。

$$\text{課税所得} = \text{総所得} - \left\{ \text{非課税所得} + \text{繰越欠損金} \right\}$$

↓

$$\{ \text{益金(1)} - \text{損金(2)} \} + \text{その他所得(3)}$$

1. 益金

益金とは、すべての財貨の販売またはサービスの提供から生じた収入から、売上割引、割戻し等を控除した金額をいい、その対価が現金か否かを問いません。益金の計上（確定）時期は、その事業の種類に応じて次のとおりとなります。

事業活動の種類	益金の計上（確定）時期
販売	商品の所有権または使用権が買い手に移転した時点
サービス	サービスの提供が完了した時点、またはサービスの一部の提供が完了した時点
空輸活動	運転サービスの提供が完了した時点
その他のケース	法律により個別に規定

2. 損金

損金とは、損金不算入項目に該当せず、かつ次の3つの条件を満たすものをいいます。

- (1) 営業活動に関連して実際に発生した費用であること
- (2) 法定の要件を満たしている付加価値税(VAT)の公式インボイス、その他の証憑により証明できる費用であること
- (3) 2,000万 VND 以上の取引に関して、銀行送金の証明がある費用であること。

主な【損金不算入項目】は、次のとおりです。

- 1) 現行の法令上認められない／規定を超えている／事業に関連がない／償却済み 等の固定資産の減価償却費
- 2) 公式インボイスのない商品・サービスの購入費
- 3) 賃貸物件の電気・水道代（条件付）
- 4) 雇用契約や就業規則で規定されていない／未払いである／事業に直接関連のない所有者、株主に支払う／女性従業員に対して支払われるものの一部 等の給与・賞与・手当
- 5) 法律に従わない失業手当
- 6) 商品・サービスの生産および取引のため、金融機関または経済団体以外の企業から借り入れた借入金利息の支払いで、借入日にベトナム中央銀行が発表した基本金利の150%を超過している部分

- 7) 未払いの定款資本またはそれ相当の借入金に対する利子
- 8) 外貨建ての現金、預金、売掛金などの年度末の再評価時に発生する、または拠点設立期間に発生する為替差損
- 9) 規定外または所定の書類が揃わない支援金（教育基金、医療基金、災害復興、貧困者のための住宅基金）
- 10) 外国法人の経営管理費用のうち、法令に従って恒久的施設に配賦されていない費用
- 11) 行政処分時の罰金
- 12) 固定資産を形成する資本的支出、地方支援金、ゴルフ会員権購入費、ゴルフプレー代
- 13) 合理的な範囲の消耗率を超えて使用された原材料、燃料、製品原価
（製造企業による消耗率の税務署への登録義務はなし）

※ 広告宣伝費等は損金算入可能な限度額がなくなり、全額損金計上が可能。

※ 従業員のための任意年金基金、任意年金保険、生命保険への拠出合計の損金算入可能な限度額は1人につき1ヶ月当たり300万ベトナムドン

3. その他所得

その他所得に該当するものは、次のとおりです。

- 1) 資本・有価証券譲渡からの所得、不動産譲渡所得、資本所有権・使用权からの所得、資産の譲渡・清算からの所得
- 2) 資産所有権・著作権・使用权・知的財産権からの所得
- 3) 預金・貸付金の利子、信用機関への預金利子等
- 4) 建設保証に対する引当金の戻入益
- 5) 資本再評価による再評価益
- 6) 外貨建ての未払金の再評価による為替差益
- 7) 現金・物品での贈与、マーケティング援助・値引き・販売促進等からの所得
- 8) 益金に算入されない商品販売およびサービス提供による所得(レストランのサービスに対するチップ等)
- 9) 回収・処理の費用を差し引いた廃棄物処理による所得
- 10) 外国での商品の生産およびサービスの提供による所得

※ その他所得は、CIT 優遇措置(免税・減税および優遇税率)の対象外。

質問 6 : CIT の非課税所得にはどのようなものがありますか。

CIT の非課税所得は、主に次のものがあります。

- (1) 農水産物、畜産物およびそれらに関連する事業からの所得
- (2) 科学研究・技術開発契約書の実施から生じた所得(所得発生日から 3 年間を超えないこと)
ベトナムでの新技術により生産された商品の販売収益(商品販売収益の発生日より 5 年を超えないこと)
- (3) 社員数が年間平均 20 人以上であり、この内 30%以上の社員が身体障害者・麻薬中毒者・HIV 感染者である企業の生産・事業活動からの所得
- (4) 国内法人からの配当所得
- (5) 教育、科学研究、文化、その他の社会活動のための各種寄付金の受け入れ
- (6) 教育・訓練、医療分野とその他の社会化分野における社会化を実施する企業の非配当所得が事業の発展・再投資に使用された分
- (7) 優遇分野における技術を社会・経済的に特別に困難な地域にある企業または個人に移転した上、発生した所得

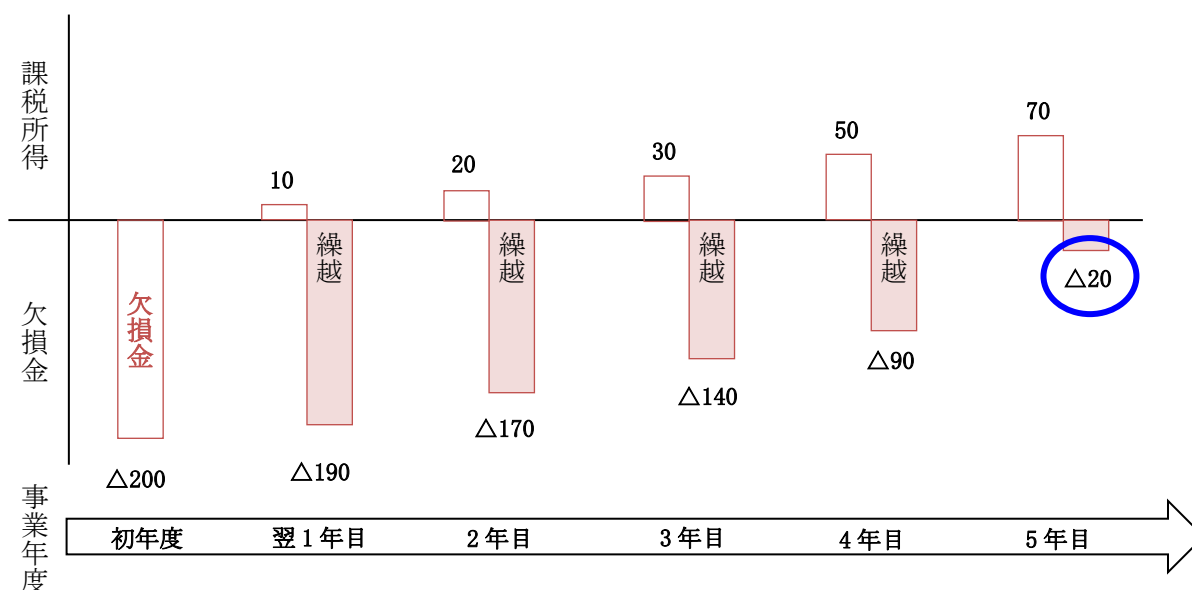
質問 7 : CIT の計算上、損失を翌年度以降に繰り越すことは認められますか。

欠損金の繰り越しは、発生した事業年度の翌年以降連続して、最長 5 年間まで認められます。

前年度の赤字は、翌四半期法人所得税を一時的に納税する際に、四半期ごとの課税所得の計算上繰越控除でき、年度末の確定申告書を作成する際に正規に繰越控除することができます。

ただし、最長 5 年間で相殺しきれなかった損失は、その翌年に繰り越すことはできません。

<繰越欠損金の計算例>



上記の発生事業年度後 5 年が経過した繰越欠損金残高 20 を、その翌年に繰り越すことはできません。

質問8：CITの優遇税制について教えてください。

CITの優遇税制は、現行の関連法令の規定に基づき、会計制度を導入して会計帳簿を作成し、法人所得税の申告納付を行う法人に対して与えられます。ただし、この優遇税制は、一定の業種や地域などに限り与えられるもので、具体的な優遇税制の内容は次のとおりです。

新規投資企業に対する税率一覧（天然資源の採取事業を除く）

税率	条件	適用期間	免税	減税 (50%)
20%	下記以外のすべての企業（優遇税制適用なし）	全期間	—	—
	利便性の高い経済・社会条件を持つ地域 ^(*) に属する場合を除く、工業団地での新規投資プロジェクト ^(**)		2年間	4年間
17%	困難な経済・社会条件を持つ地域での新規投資プロジェクトおよび事業拡大投資プロジェクト ^(**)	10年間	2年間	4年間
	高級鋼・省エネ商品の生産、農業・林業・漁業・塩の生産のための機械・設備製造、灌漑設備の製造、家畜・家禽・水産物用飼料の生産、伝統産業の開発			
	人民信用基金、マイクロファイナンス機関	全期間	—	—
15%	特別に困難または困難な経済・社会条件を持つ地域以外にある農業生産、農水産物加工企業	全期間	2年間	4年間
10%	a) 特別に困難な経済・社会条件を持つ地域、経済区、ハイテク区での新規投資プロジェクトおよび事業拡大投資プロジェクト ^(**)	15年間	4年間	9年間
	b) 技術開発・科学研究、ハイテク法に規定され、投資が優先されるハイテク応用、ソフトウェア開発、ハイテク養成、複合材料・軽量建材・希少材料の生産、再生可能エネルギー・クリーンエネルギー等の生産、バイオテクノロジー開発、環境保護等に関する新規投資プロジェクトおよび事業拡大投資プロジェクト ^(**)			
	c) 観測設備および環境解析・環境汚染処理の設備を生産する、汚染処理および環境保護、下水・排気・固形廃棄物の処理収集を含む環境保護分野の新規投資プロジェクトおよび事業拡大投資プロジェクト			
	d) ハイテク法に基づくハイテク企業、ハイテク農業企業			
	dd) 特別消費税の課税対象の製品生産と鉱物抽出プロジェクトを除き、生産分野における、次の2つ条件のうちいずれかを満たす新規投資プロジェクトおよび事業拡大投資プロジェクト ^(**) ① 投資資本規模が最低6兆VNDで、投資許可書が発行されてから3年以内に総投資額の調達を完了し、売り上げが発生してから3年後の年間売り上げが、最低10兆VNDになるプロジェクト			

税率	条件	適用期間	免税	減税 (50%)
10%	② 投資資本規模が最低6兆VNDで、投資許可書が発行されてから3年以内に総投資額の調達を完了し、売り上げが発生してから3年後、常に雇用している労働者が3,000人以上のプロジェクト	15年間	4年間	9年間
	e) 投資資本規模が最低 12 兆 VND で、投資許可書が発行されてから 5 年以内に総投資額の調達を完了し、ハイテク法または科学・テクノロジー法に定められたテクノロジーを使用する生産分野の新規投資プロジェクトおよび事業拡大投資プロジェクト(特別消費税課税対象の製品生産と鉱業プロジェクトを除く)(**)			
	g) 次の 2 つ条件のどちらかを満たす優遇対象の裾野産業製品のリストに属する製品製造分野の、新規投資プロジェクトおよび事業拡大投資プロジェクト(**) ① ハイテク法に定められたハイテクサポートの裾野産業製品 ② アパレル・履物・電子情報技術・車の生産組立・機械製造の分野での製品生産を補助する裾野産業製品であり、2015年1月1日までにベトナムで生産できない、またはベトナムで生産できるが EU の技術基準を満たす裾野産業製品			
	※上記 b)、c)、e)のプロジェクトについては、優遇税制の適用期間が延長される可能性がある。最大延長期間は 15 年間となる(条件付き)。 ① 上記の b) および c)のプロジェクトで、大規模・ハイテク、または新しいテクノロジーの投資プロジェクト ② 上記の e)のプロジェクトで、次の 3 つ条件のうちいずれかを満たす場合。 - 世界的に競争力がある製品を生産し、最初の売り上げが発生してから 5 年後の年間売り上げが、最低 20 兆 VND になるプロジェクト - 常に雇用している労働者が 6,000 人以上のプロジェクト - 経済技術基盤分野（上水道施設・電気工場・水供給と排水システム、橋梁、道路、鉄道、空港、港、エアターミナル、駅、新しいエネルギー、クリーンエネルギーの開発投資、省エネ産業、石油精製所開発プロジェクトを含む）の投資プロジェクト			
10%	教育・訓練・職業訓練・医療・文化・環境およびスポーツ・司法鑑定の分野における社会化活動の実施から生じる所得	特に困難または困難な経済・社会条件を持つ地域	4年間	9年間
		上記地域以外		5年間
	住宅法の第 53 条で規定されている対象向けの社会住宅投資プロジェクト	全期間	-	-
	プレス機関の新聞発行による所得、出版機関の出版活動による所得			
	森林の植栽・保護、社会・経済的に困難な地域での農業・林業・水産業、塩の生産・精製、産物・水産物・食品の保管 等			
農業共同組合、共済組合				

- 優遇税率の適用期間は、売上げが発生した年から開始される。ハイテク企業、ハイテク農業企業に対しては、ハイテク企業、ハイテク農業企業である証明書が発行された年から開始される。ハイテク応用プロジェクトに対しては、ハイテク応用プロジェクトである証明書が発行された年から開始される。
- 免税・減税期間は、課税所得が発生した年度から適用されるが、売上発生後 3 年間課税所得がない場合は、4 年目から自動的に開始される。

(*) ここでの「利便性の高い経済・社会条件を持つ地域」は特級市、中央直轄市 1 級、省直轄市 1 級の市内の区で、2009 年 1 月 1 日以降郊外の区から変更されたそれらの都市の区を含まない。特級市、中央直轄市 1 級、省直轄市 1 級はハノイ、ホーチミン、ハイフォン、ダナン、カントー、フエ、ビン、ダラット、ニャチャン、クイニョン、バンメトート、ナムディン等である。

() 新規投資プロジェクトと事業拡大投資プロジェクトについて**

1. 新規投資プロジェクトとは、下記以外のもので、最初のプロジェクトとして実施される、または実施しているプロジェクトとは別のプロジェクトを指す。
 - a) 法律に従い、企業の分割・合併・統合および企業形態の変更により設立されたプロジェクト
 - b) 株主が変更されたプロジェクト（以前の株主企業の資産、場所、業務内容を利用して、事業を継続する新規投資プロジェクトも含む）

2. 拡大投資プロジェクトとは、優遇税制を享受できる地域・分野で事業を実施している投資プロジェクトの、①生産規模を拡大する、②生産能力を増加させる、③生産技術を向上させる投資プロジェクトを指す（合併、買収による事業拡大を除く）。

その上で、次の 3 つの条件のいずれかを満たした場合は、現行のプロジェクトの優遇税制の残存期間（あれば）で優遇税制を享受するか、または拡大投資プロジェクトにより増えた所得に対する免税・減税を享受することを選択することができる。

拡大投資プロジェクトにより増えた所得に対する免税・減税を適用する期間は、同じ地域・分野にある新規投資プロジェクトで、企業が受ける優遇税制の期間と同様である。

- 1) 拡大投資プロジェクトの投資が完了し、生産活動を開始する際に、法人所得税の優遇税制を受ける分野である拡大投資プロジェクトに対し、追加の固定資産取得原価が 200 億 VND 以上となること。経済的に困難な地域・社会条件を持つ地域、または経済的に特別に困難な地域・社会条件を持つ地域で実施する拡大投資プロジェクトに対しては、追加の固定資産取得原価が 100 億 VND 以上となること。
- 2) 追加の固定資産取得原価が、投資前の固定資産取得原価の合計金額の 20%以上に達すること。
- 3) 投資前に比べ、生産能力が 20%以上向上していること。

※ 上記のいずれの条件も満たさない場合は、現行のプロジェクトの優遇税制の残存期間（あれば）で優遇税制を受けることができる。

※ 拡大投資した分に対して優遇税制を受けることを選択する場合は、拡大投資プロジェクトにより増えた所得を別に記録する必要がある。それぞれ分けて計上することが出来ない場合は、拡大投資により増えた所得は、現状の固定資産取得原価の合計金額と、新規投資した固定資産取得原価の比率によって判定されることになる。

<ベトナム優遇税制の適用年度の計算例>

- 【前提 1】 首相が決定したハイテク地域に投資する事業である。
- 【前提 2】 進出 3 年目に売り上げが発生したが、課税所得はマイナスである。
- 【前提 3】 進出 6 年目に課税所得がプラスとなった。

首相が決定したハイテク地域へ投資する新規設立企業に対しては、以下の優遇措置が与えられます。

- 売り上げが発生した進出 3 年目から 10%の優遇税率が 15 年間適用
 - 課税所得を計上した進出 6 年目から 4 年間の免税が適用
 - その後、50%の減税が 9 年間適用
- この結果、優遇税率に対応する減税期間として 10 年～17 年の間は 5%(10%×50%)、標準税率に対する減税期間として 18 年目は 10%(20%×50%)が適用される。
- 19 年目からは、標準税率 20%が適用

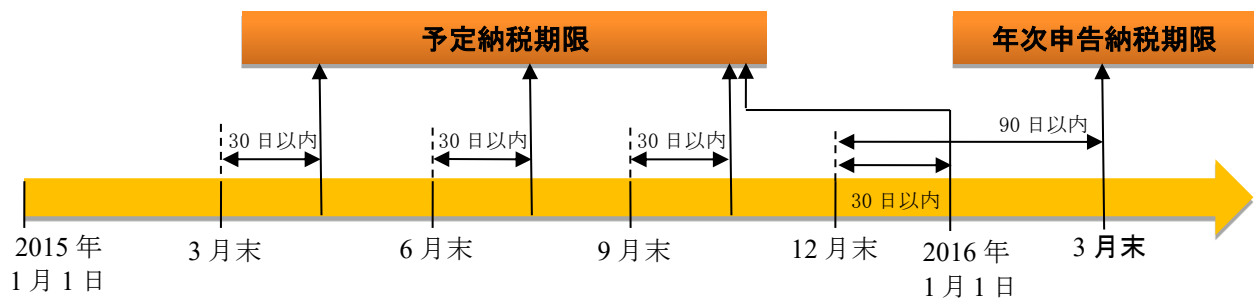
1 年目	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
		優遇税率 (10%) 適用期間																		
					免税適用期間															
									優遇税率の減税 (5%) 適用期間								標準税率の減税 (10%) 適用期間			
																		20 %	20 %	

質問 9: CIT の申告と納付手続きについて教えてください。

CIT の申告では、四半期ごとの予定納税と年度末の最終確定申告(以下、「年次申告」といいます)を行う必要があります。このほか事業活動や契約の終了、法人持分の移転、組織再編などによっても申告をしなければならない場合があります。

CIT の予定納税は、四半期終了後 30 日以内に、年次申告については、会計年度末(期末決算日)より 90 日以内に行わなければなりません。

(例) 12 月末決算の企業の場合の申告納付期限



なお、予定納税の際の課税所得の計算方法としては、

- 実際に生じた四半期の益金と損金を基礎として算出する方法
 - 前年度の CIT 税額および当年の予定の益金、損金に基づき算出する方法
- のいずれかを選択できます。

納付済四半期ごとの予定納税額の合計が、確定申告時の納税金額より 20% 以上少ない場合、20% を超える分に該当する差額に対して、第 4 四半期の納税期限の翌日から納税完了日までの期間に応じて延滞税を支払う必要があります。

申告期間後、納税者が税務当局に提出した申告書における納付すべき税額の誤りを発見した場合、税務当局が税務調査・査察を通知する前に税務申告書類の修正申告書の提出を行うことができます。修正申告は営業日であればいつでも提出可能です。

修正申告が納付税額の増加または還付税額の減少につながる場合、納税者は罰金額を納税しなければいけません。

質問 10: ベトナムの移転価格税制について教えてください。

移転価格税制とは、同じ企業グループなどの関連者間での取引価格（移転価格）が、非関連者との取引価格（独立企業間価格）と異なる場合、独立企業間価格に基づいて所得金額を算出、課税することによって、所得の国外への移転を防ぐ制度です。

ベトナム財務省は、2017年2月4日に政令 No.20/2017/ND-CP を公布、2017年4月28日に通達 No.41/2017/TT-BTC を公布しました。当政令および通達は2017年5月1日から有効となり、それ以降2010年に公布された通達 No.66/2010/TT-BTC は無効となります。

政令 No.20/2017/ND-CP および通達 No.41/2017/TT-BTC のポイントは次のとおりです。

【移転価格とは】

関連者間で行われる取引の価格をいいます。関連者の説明は、質問 11 をご参照ください。

【移転価格の検証は】

国外関連取引の価格を独立した第三者間での取引価格と比較して行われます。

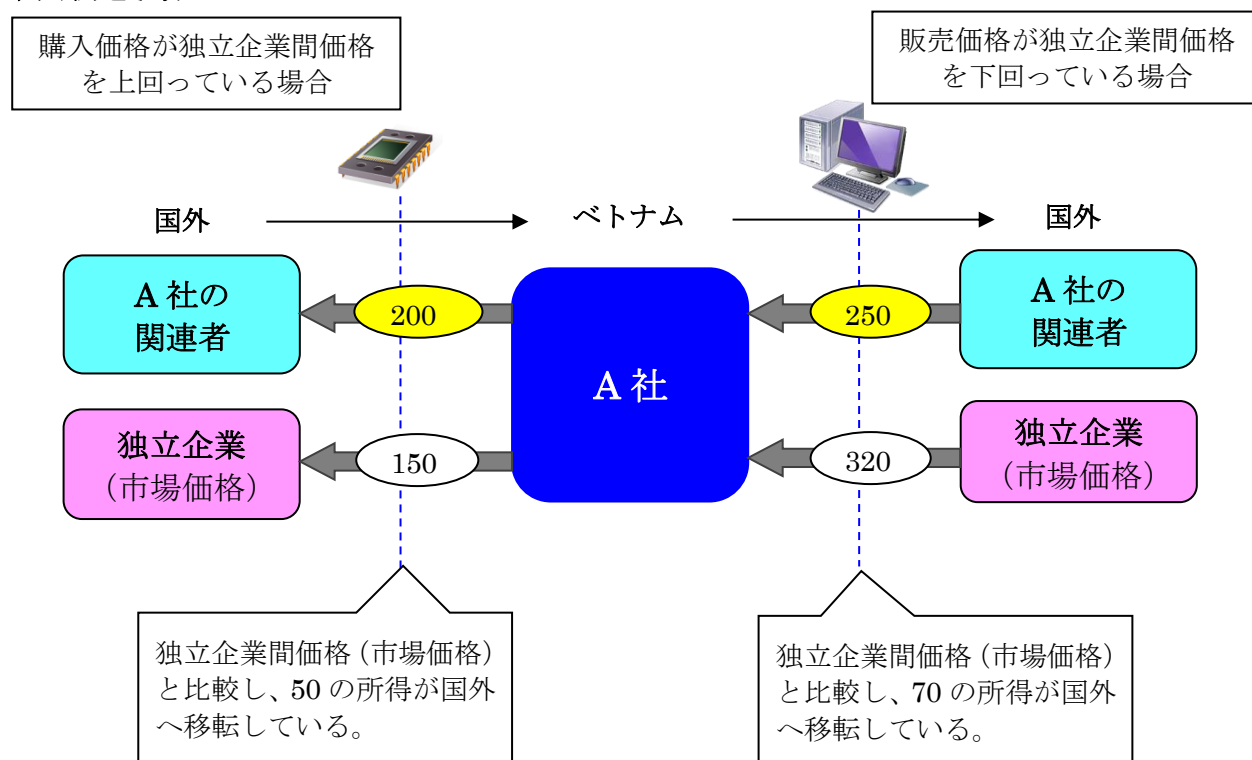
【追徴課税されるケースは】

販売価格が独立企業間価格を下回っている場合、または購入価格が独立企業間価格を上回っている場合、関連当事者は過少申告を行っていると考えられます。

【課税額の決定は】

法人が国外関連者で行う取引の価格が独立企業間価格と異なる場合、税務総局は、適切な価格調整および関連当事者に対して課税額を決定する権利があります。

< 国外関連取引のイメージ >



質問 11: 移転価格税制の対象となる法人を教えてください。

移転価格税制は、ベトナム国内間あるいはベトナム国内と国外との間で、親子会社あるいは兄弟会社間取引等を行う関連者に対して課税されます。ここで関連者とは、具体的には次の関係にあるベトナム法人をいいます。

- 一方の当事者が他方の当事者の 25%以上の持ち分を直接または間接に保有する関係
- 共通の第三者によって、その持ち分の 25%以上を直接または間接に保有される関係
- 一方の当事者が他方の当事者の最大株主で、他方の当事者の 10%以上の持ち分または資産を保有している関係
- 資本の 25%以上、または中長期債務の 50%以上を貸し付けまたは債務保証している関係
- 過半数の取締役または監査役の派遣、または財務・経営について意思決定権を有する者を派遣している関係
- 過半数の取締役の派遣、または財務・経営について意思決定権を有する者が兼務する関係
- 同族関係者によって人事、財務、経営が支配されている関係
- 親会社とその恒久的施設、または国外に共通の組織または個人を有する恒久的施設である関係
- 一つの会社または複数の会社が、ある特定の個人一人による会社への出資金または会社直接運営を通じて、当該個人一人にコントロールされる関係
- 上記以外の、一方の当事者が他方の当事者の生産経営活動に対し、実質的に管理、コントロールする関係

質問 12: 移転価格税制上、順守すべき取引価格の算定方法は、どのようなものですか。

ベトナムでは、経済協力開発機構(OECD)が定めた移転価格ガイドラインを尊重する方針を示しており、この OECD は、国際的に認められた算定方法として「独立企業間価格(arm's length price)」を定めています。

独立企業間価格としては、具体的には次のものがあります。

- ① **独立価格比準法 (Comparable Uncontrolled Price method または Arm's length Price Comparison Method)**
関連者間取引と比較可能な非関連者間取引で用いる価格を独立企業間価格とする方法
- ② **再販売価格基準法 (Resale Price Method)**
関連者からの製品購入価格を決定する際、第三者に対する販売価格によって独立企業間価格を決定する方法
- ③ **原価基準法 (Cost Plus Method)**
第三者から購入した製品の原価によって独立企業間価格を決定する方法
- ④ **利益比較法 (Profit Comparison Method)**
取引条件が、非関連者間取引と比較可能な場合、その取引に関する利益率を用いて、関連者間取引の利益率を確定し独立企業間価格を算出する方法
- ⑤ **利益分割法 (Profit Allocation Method)**
国外関連者間取引で生じた利益を、類似の非関連者間の利益配分割合に基づいて分割し、独立企業間価格を算出する方法

質問 13: 移転価格税制上、法人が順守すべき行政手続きを教えてください。

移転価格税制上、関連者間取引を行う法人は、定められた様式 (Form 01) を法人所得税の年次申告書に添付して、申告書提出期限までにその詳細な情報をベトナム税務当局へ報告する必要があります。また、同様にこの法人は、法人所得税の確定申告時点までに取引価格の算定根拠を証明する書類を整備する必要があります。具体的には、以下のローカルファイル、マスターファイル、国別報告書の 3 つの書類を作成、準備する必要があります。

1) **ローカルファイル(様式 Form 02)** : 個々の関連者間取引に関し詳細な情報を記載した書類 (ローカルファイル) を作成するとともに、様式 Form2 を使って作成した書類の種類を申告する必要があります。また、Form02 は法人所得税の確定申告書に添付する必要があります。なお、Form02 はチェックリストの機能を果たすものであり、Form02 とは別に以下の事項を網羅した詳細な説明資料 (ローカルファイル) の作成は依然として必要な点には注意してください。

(1) 法人と関連者に関する概略情報

- 法人と関連者の関係についての説明
- 関連者間での成長戦略や管理・支配に関する最新情報
- 成長計画、事業戦略、投資、販売・生産計画に関する情報
- 組織図、企業および関連者の果たす機能に関する説明

(2) 法人の取引情報

- 取引チャートや取引の説明
- 製品の特性や仕様に関する説明
- 関連者取引の契約交渉から締結までの一連の経緯説明
- 関連者間取引が行われた際の経済状況に関する説明

(3) 市場価格の算定方法に関する情報

- 価格決定方針、価格の管理・承認過程、製品別価格表
- 関連者間取引において法人が最適な価格算定方法を選択適用していることの説明
- 価格算定方法の選択適用に関するその他説明

2) **マスターファイル (様式 Form 03)** : ベトナムにある現地法人は、海外の最終親会社が作成する多国籍企業の事業概要を記載した書類 (マスターファイル) を準備するとともに、様式 Form03 を使って作成した書類の種類を申告する必要があります。また、Form03 は法人所得税の確定申告書に添付する必要があります。

3) **国別報告書 (様式 Form 04)** : 国別に合計した所得配分、納税状況、経済活動の所在、主要な事業内容等を記載した書類を作成する必要があります。その際、納税者がベトナムにある最終親会社の場合は、連結売上が 18 兆ベトナムドンを超える場合のみ作成 (様式 Form04 を使用) が必要となり、かつ法人所得税の確定申告書に添付する必要があります。他方、納税者が海外に最終親会社を有する場合は、当該最終親会社の国別報告書の写し (海外の最終親会社が居住国の税法に基づいて国別報告書を提出している場合) または Form04 の形式に沿った申告文書を提示します。

また、ベトナム税務総局から要求を受けた場合には、税務調査中の場合はその時点から 15 日以内、税務調査前の場合はその時点から 30 日以内(合理的な理由がある場合には、さらに 15 日の猶予が認められています)にベトナム税務当局に上述のローカルファイル等を提示することが求められています。

ただし、以下に該当する場合は、ローカルファイル (Form 02)、 マスターファイル (Form 03)、 国別報告書 (Form 04) を作成する必要はありません。(税務調査の場合は、当該条件に該当する旨説明することが必要となります。)

- (1) 関連者間取引が発生しているものの、当期の総売上が 500 億 VND 未満で、かつ当期に発生した関連者間取引の金額は 300 億 VND 未満である場合
- (2) 事前確認制度 (APA) を締結して、事前確認制度に関する年次レポートを提出した場合
- (3) 単純な機能を有する企業であり無形資産の開発、使用からの売り上げ、費用が発生しない場合で、なおかつ売り上げが 2,000 億 VND 未満で、売上高利益率 (利益には借入利息および法人所得税支払い前利益 (EBIT) を使います) が各分野において次の条件を満たしている場合
 - 販売業 : 5%以上
 - 製造業 : 10%以上
 - 加工業 : 15%以上

第3章: 付加価値税 (VAT)

VAT 関連法令一覧

法令	法令番号	内容
法律	No.106/2016/QH13 dated 6/4/2016	税務諸法の一部条項の改正および補足
	No. 71/2014/QH13 dated 26/11/2014	税務諸法の一部条項の改正および補足
	No. 31/2013/QH13 dated 19/06/2013	付加価値税法の一部条項の改正および補足
	No. 13/2008/QH12 dated 03/06/2008	付加価値税法
	No. 78/2006/QH11 dated 29/11/2006	税務管理を定めた法律
政令	No. 146/2017/ND-CP dated 15/12/2017	税務諸政令の一部条項の改正及び補足
	No. 100/2016/ND-CP dated 1/7/2016	税務諸法の一部条項の詳細および施行ガイドライン
	No. 12/2015/ND-CP dated 12/02/2015	税務諸法の一部条項の改正および補足法の施行ガイドライン、税務諸政令の一部条項の改正および補足
	No. 91/2014/ND-CP dated 1/10/2014	税務に係る諸政令の一部条項の改正および補足
	No. 209/2013/ND-CP dated 18/12/2013	付加価値税法の詳細および施行ガイドライン
省令 (通達)	No. 25/2018/TT-BTC dated 16/3/2018	No.146/2017/ND-CP のガイドライン、諸通達の一部条項の改正及び補足
	No. 130/2016/TT-BTC dated 12/8/2016	政令 No. 100/2016/ND-CP のガイドライン
	No. 99/2016/TT-BTC dated 29/6/2016	付加価値税還付に関する管理ガイドライン
	No. 95/2016/TT-BTC dated 28/06/2016	税務登録に関する税務管理法のガイドライン
	No. 26/2015/TT-BTC dated 27/02/2015	政令 No.12/2015/ND-CP のガイドライン
	No. 151/2014/TT-BTC dated 10/10/2014	政令 No. 91/2014/ND-CP の施行ガイドライン
	No. 119/2014/TT-BTC dated 25/08/2014	税務行政手続きの簡素化に係る省令 No.156/2013/TT-BTC、No.111/2013/TT-BTC、 No.219/2013/TT-BTC、No.08/2013/TT-BTC、 No.85/2011/TT-BTC、No.39/2014/TT-BTC、 No.78/2014/TT-BTC の一部条項に対する改正・補足省令
No. 219/2013/TT-BTC dated 31/12/2013	付加価値税法および政令 No.209/2013/ND-CP のガイドライン	

その他、上記法令に関連するオフィシャルレターがあります。
税務上の取り扱いについては、上記のほかベトナムが締結した他国との租税条約も影響を及ぼします。

質問 14: ベトナムの VAT とは、どのような税金ですか。

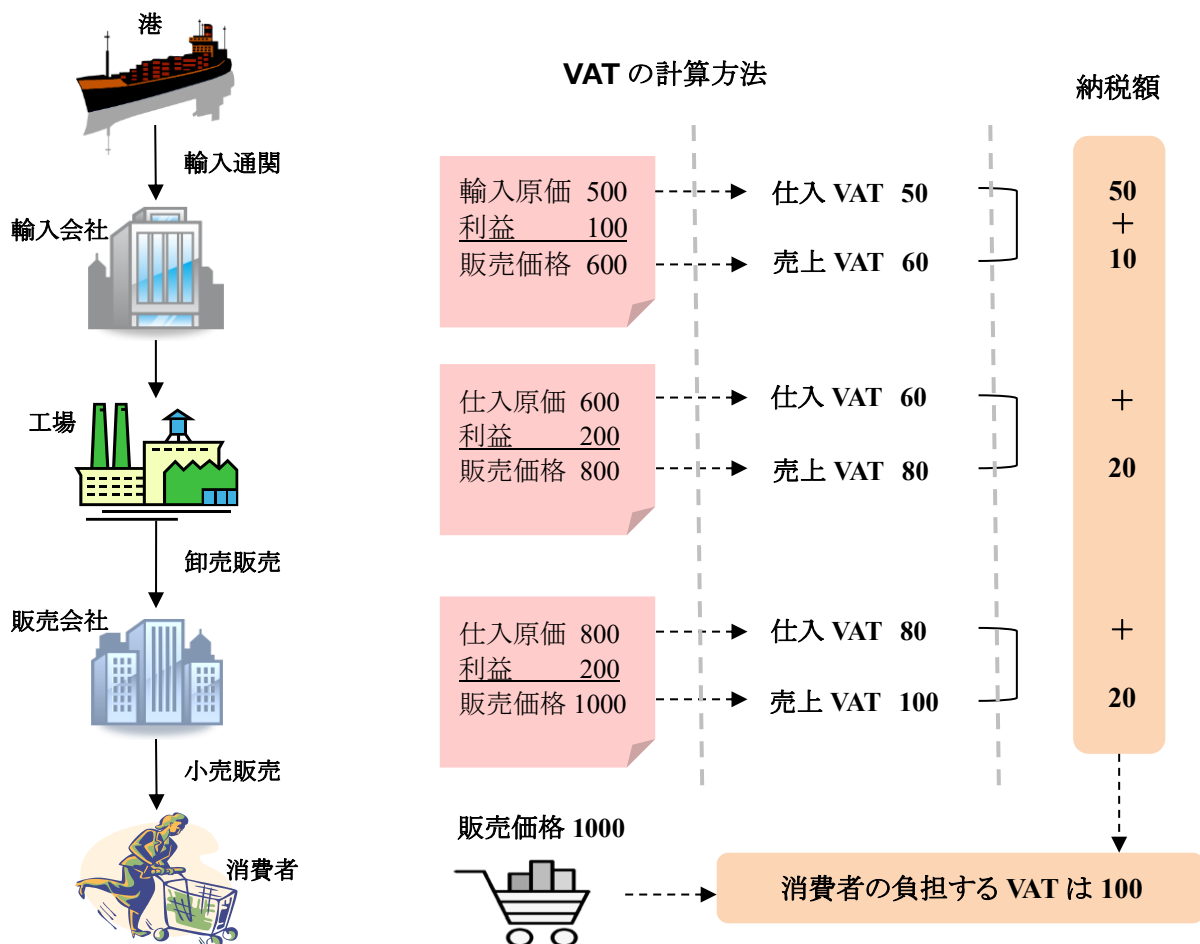
VAT は、消費に至るまでの商品サービスの提供、販売段階で生じる付加価値に対して課される税金です。

質問 15: VAT の納税義務者は誰ですか。

VAT の納税義務者は次の者です。

- 事業法人
- 営利事業を営む各種団体
- ベトナム国内で事業を営む外国人・外国法人
- 個人事業主
- 外国法人からサービスを購入するベトナム国内の個人・法人・団体

《取引の流れ (VAT = 10%の場合) 》



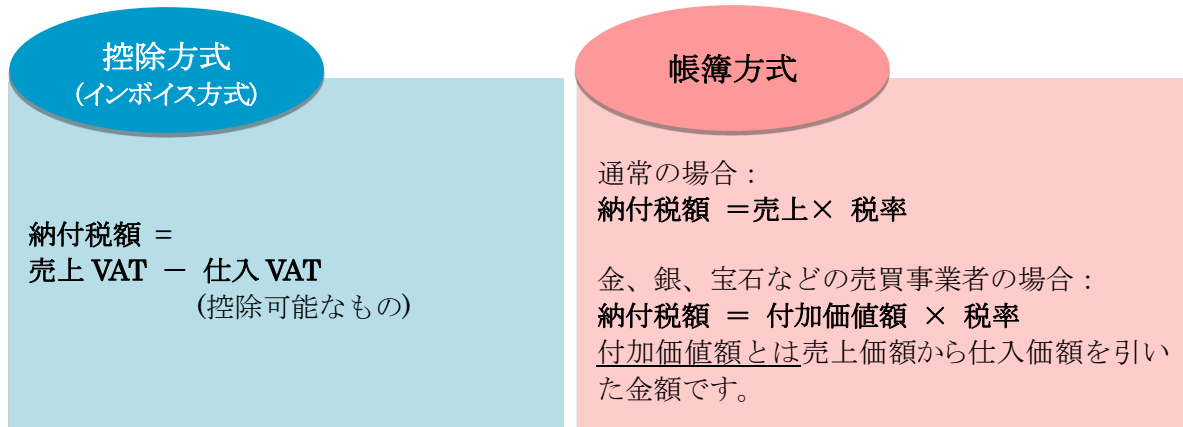
質問 16: VAT はどのように計算するのですか。

VAT は、課税標準に税率を乗じて計算します。

課税標準とは、通常、販売価格から VAT を控除した金額をいい、具体的には次のとおりです。

物品・サービス販売の課税標準	= 物品・サービスの販売価額 (VAT を除いた額) (+) 特別売上税手数料その他の請求額 (+) 環境保護税 (該当する場合)
物品の輸入の場合の課税標準	= 輸入価格 (+) 輸入税 (該当する場合) (+) 特別消費税 (該当する場合) (+) 環境保護税 (該当する場合)
交換・贈与・寄付の場合の課税標準	= 物品・サービスの時価
リース契約の課税標準	= リース料 (VAT を除いた額)
割賦契約の課税標準	= 一括払いの場合の金額 (-) 利子相当額

法律上認められる VAT の申告納付方式には、次の 2 種類があります。



- (1) **控除方式** (以下、「インボイス方式」といいます)
インボイス方式は、現行の会計、インボイスおよび証憑書類に関する法令に従って帳簿書類を作成し、納付することができる体制を備えた法人が適用できる方式です。
- (2) **帳簿方式**
帳簿方式が認められる場合は次のとおりです。
 - a) 現行の会計、公式インボイスおよび証憑書類に関する法令に従って帳簿書類を作成し、納付するための居住施設をベトナムに持たない外国法人や個人などが適用できる方式
 - b) 年間の売上金額が10億VND未満である企業または共同組合
 - c) 控除方式の適用を申請しない新設立企業
 - d) 個人または家族により経営される事業者
 - e) 企業または共同組合ではないその他の組織 (控除方式の適用を申請する組織を除く)
 - f) 金、銀、宝石などの売買事業者

質問 17: VAT の税率について教えてください。

VAT の税率は、次の表のとおりです。

適用取引・品目		税率
<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出品（非関税区域への販売、免税店への販売を含む） ● 輸出サービス（非関税区域への提供を含む） ● その他の物品およびサービス（国際輸送、輸出加工企業に対する建設・据付サービス、航空・海運関連サービス等） <p>《例外》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海外の再保険 ● 海外への技術移転・知的財産権の譲渡・資本譲渡・証券投資 ● 金融派生商品（デリバティブ） ● 海外（非関税区域含む）への郵便・通信サービス ● 未加工の天然・鉱産資源の輸出、天然・鉱産資源から加工された輸出製品（天然・鉱産資源の価値およびエネルギー費用の合計が製品原価の 51%以上を占めるもの） ● 輸入後、輸出するタバコ、お酒、ビール ● 非関税区域へのガソリン・車両の販売、住居等のリース、労働者の送迎サービスなど 		0%
<ul style="list-style-type: none"> ● 水（ミネラルウォーターは除く） ● 肥料生産のための鉱石、害虫駆除薬、家畜、作物成長刺激剤 ● 農業用水路等の造成に関するサービス ● 未加工または半加工の農水産品 ● 一次処理済みのゴム・樹脂、漁網用材料 ● 生鮮食品 ● 砂糖 	<ul style="list-style-type: none"> ● 竹・葉・藁等で作られた手芸品 ● 医療用器具 ● 補助教材 ● 芸術文化・スポーツ活動 ● 幼児用玩具 ● 科学技術・知的所有権に関するサービス ● 社会住宅の販売・リース・購入選択権付リース 	5%
非課税、0%または 5%の課税対象と規定されていない、その他の物品およびサービス		10%

- 異なる VAT 率の対象となる商品、またはサービスを提供する企業は、各商品またはサービスに対して適用される VAT 率を別々に申告する必要があります。個々の適用税率を決定することができない場合は、商品またはサービスに対する最も高い税率を適用します。
- リサイクル・再利用のために回収する過程で発生した、スクラップの販売および廃棄された製品に対して適用される VAT は、その製品に適用される VAT 率と同様です。

質問 18: VAT が課税されない財・サービスにはどのようなものがありますか。

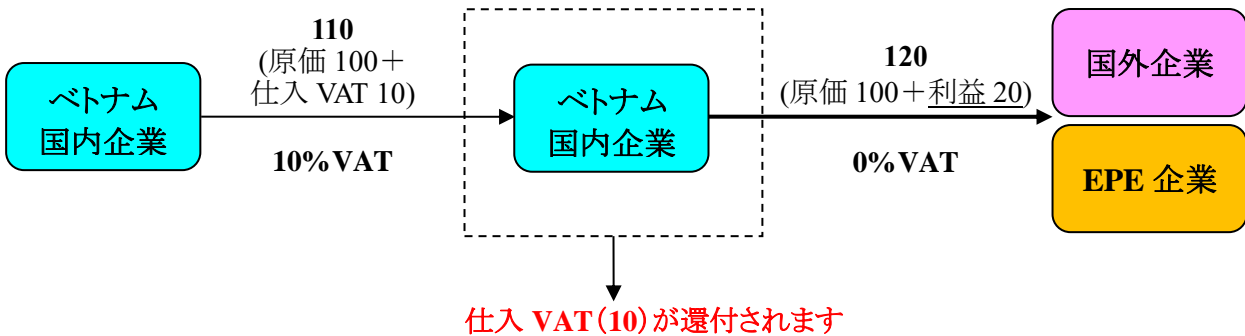
VAT が課されない(これを以下、「非課税」といいます)財・サービスには、次のものがあります。

1	未加工または半加工の農林水産物等
2	動植物生産用のひな、卵、種子等
3	上下水道、農業用水路等、有機肥料、無機肥料、飼育動物等用飼料、農業用機械、沖合漁業用漁船、沖合漁業用漁船の海産物収穫・保管活動のための機械・設備
4	塩化ナトリウム (NaCl) を主原料とする天然海塩・岩塩・食塩等
5	国が所有する、現在の借家人へ売却される住宅
6	土地使用権譲渡
7	生命保険・損害保険・その他人にかかわる保険、農業関連保険、水産物収穫用に直接使用される設備や船関連の保険、再保険
8	各種クレジットサービス (クレジットカード発行含む)、証券取引、外国為替取引、投資ファンド、借入金の担保資産の売却等
9	医療・獣医サービス、高齢者・障害者の介護サービス
10	公益郵政・通信事業、政府のインターネット普及政策に関連したサービス、外国からベトナムへの郵政・通信事業
11	公衆衛生・照明および公的資産(公園、動物園、森林など)管理サービス、公共交通等の公的サービス、葬儀サービス
12	寄付金等による公的サービス・文化芸術的な施設の維持・修理・建設
13	法により規定される職業訓練サービス
14	国営ラジオ・テレビ放送
15	教科書・新聞・雑誌等の出版・輸入・発行、一部書籍・ビデオ等の製作・販売
16	公共交通機関
17	国内で生産することのできない輸入品
18	武器、軍事機材 (設備、部品等含む)
19	人道支援目的の輸入品
20	再輸出される一時的輸入品、再輸入される一時輸出品、外国との委託加工契約に基づく輸入原料、外国と非関税区域(*)間での売買、非関税区域内での売買 (*) 非関税区域: 輸出加工区、輸出加工企業 (EPE)、保税倉庫・保税区、経済特区等
21	技術移転、知的財産権の譲渡、ソフトウェア
22	未加工の金
23	輸出される未加工天然・鉱産資源、天然・鉱産資源から加工された輸出製品 (天然・鉱産資源の価値およびエネルギー費用の合計が製品原価の 51%以上を占めるもの)
24	身体補助器具 (義手・義足等)、車いす等障害者用の製品
25	年間の売上高が 1 億 VND 以下の個人事業主が販売する物・サービス
26	政府規定の免税店で販売される免税品、国の管理機関が販売する国家備蓄品、国家による費用徴収業務、国家による地雷撤去作業

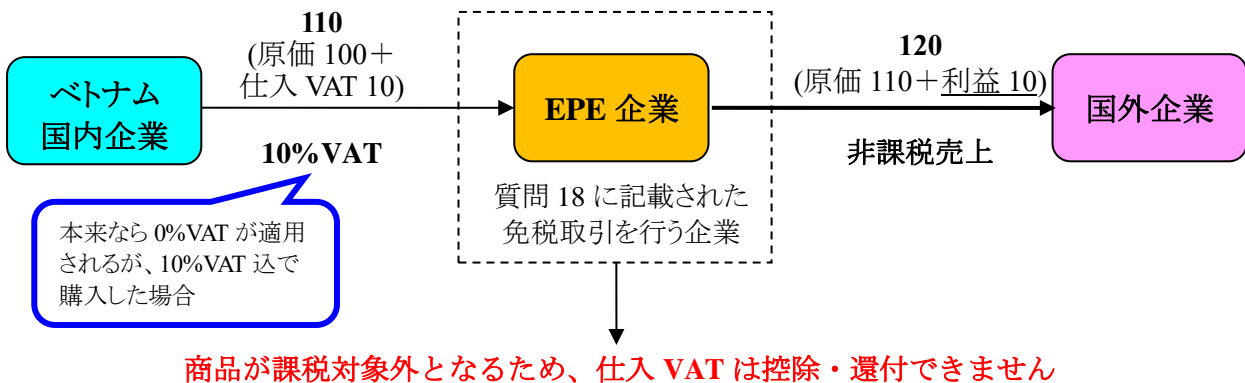
質問 19: VAT の0%課税取引と非課税取引の違いを教えてください。

商品の生産またはサービスの提供に課せられる VAT の 0%取引は、仕入 VAT を相殺することができます。一方、非課税取引は VAT の課税対象外となりますので、仕入 VAT を相殺することはできません。

《例》 0%課税取引



《例》 非課税取引



質問 20: VAT はいつ申告納付するのですか。(便宜上、PIT 申告についても解説あり)

VAT		PIT	
設立後 12 ヶ月未満の企業			
四半期申告		四半期申告 (源泉徴収または駐在員の個人での申告 [Form 02])	
設立後 12 ヶ月以上の企業			
前年の売上が 500 億 VND を超えた場合	月次申告	前年の売上が 500 億 VND を超えた場合 ・源泉徴収額 5,000 万 VND 以上/月 ・源泉徴収額 5,000 万 VND 未満/月	月次申告 四半期申告
前年の売上が 500 億 VND 以下	四半期申告	前年の売上が 500 億 VND 以下	四半期申告

1. VAT 申告・納税

1) 設立後 12 ヶ月経過していない企業

申告は四半期ごとに行う必要があります。(四半期申告)

2) 設立後 12 ヶ月以上経過した企業

(1) 前年の商品販売・サービス提供からの売上金額が 500 億 VND を超えた場合、月次申告

(2) 前年の商品販売・サービス提供からの売上金額が 500 億 VND 以下であれば、四半期申告

ここでいう前年の売上金額とは、暦年での VAT 申告書上の売上総額であり、VAT 課税売上金額と VAT 非課税金額も含めています。

月次申告または四半期申告のどちらかが確定された後、当該申告は暦年の 3 年間で適用されます。

2. PIT 申告・納税 (質問 33 ご参照)

1) 設立後 12 ヶ月経過していない企業

源泉徴収または Form 02 での駐在員個人の申告、共に四半期ごとに行う必要があります。

2) 設立後 12 ヶ月以上経過した企業

(1) 前年の商品販売・サービス提供からの売上金額が 500 億 VND を超えた場合、次のうちいずれかになります。

a) 月次での源泉徴収額が 5,000 万 VND 以上であれば月次申告

b) 月次での源泉徴収額が 5,000 万 VND 未満であれば四半期申告

(2) 前年の商品販売・サービス提供からの売上金額が 500 億 VND 以下であれば、四半期申告

質問 21: 還付が認められるのはどのような場合ですか。

VAT の制度上、売上 VAT(Output VAT)は請求金額に付加して顧客から回収します。これに対して、仕入 VAT(Input VAT)は、仕入先から購入する時に付加して支払います。

通常は、売上 VAT と仕入 VAT が相殺されますが、支払・回収時期のズレや、VAT0%課税取引によって生じる差額を還付請求できる場合があります。

次のいずれか一つの条件を満たす場合には、VAT の還付が認められます。

(1) 新設法人・開業準備法人のうち、次のいずれかの場合

1. 開業から生産開始までの準備期間が 1 年超の場合、年度ごとに仕入 VAT の累計額を還付申請できる。
2. 控除可能な仕入 VAT の累計が 3 億 VND 以上の場合。

ただし、以下の場合、還付は申請できない。

- 企業の出資が完了していない場合、または投資法の規定の要件を満たしていない段階で条件付きの事業を行っている場合
- 2016 年 7 月 1 日以降許可された天然・鉱産資源開拓プロジェクト、または天然・鉱産資源の価値およびエネルギー費用の合計が製品原価の 51%以上を占める製品を生産するプロジェクト

(2) 輸出取引のある法人のうち、次の場合

原則として将来の売上 VAT から控除するが、以下の条件をすべて満たす場合に還付申請できる。

- 1 ヶ月間（月次申告の場合）、四半期（四半期ごとの申告の場合）に輸出製品・サービスの控除可能な仕入 VAT の額が 3 億 VND 以上である
- 還付可能な VAT の額が輸出売上高の 10%以下である

VAT 還付の例：（前提：A 社=NON-EPE 企業）

	仕入れ先	販売先	活動内容	VAT 還付の可否
1	NON-EPE	NON-EPE	輸出活動ではない	VAT 還付不可 (*)
2	NON-EPE	EPE	輸出活動である	VAT 還付可能
3	EPE	NON-EPE	輸出活動ではない	VAT 還付不可 (*)
4	EPE	EPE	再輸出活動である	VAT 還付可能

(*) 次期の売上 VAT との控除を行うことは可能だが、費用として計上できない。

(3) 企業の形態・所有者の変更、合併、分別、解散、倒産、次の場合

過払いの VAT がある、または仕入 VAT > 売上 VAT の場合。

(4) 外国人、外国で居住しているベトナム人のうち、次の場合

外国の管轄機関により発行されたパスポートまたは入国書類を持つ外国人、または外国で居住しているベトナム人が、ベトナムで購入し、持参している商品にかかる VAT の還付（出国時）。

(5) 無償資金協力の ODA を利用しているプロジェクトのうち、次の場合

ベトナムで購入し、プロジェクトに使用されている商品、サービスにかかる VAT の還付。

質問 22: インボイス方式に基づき還付を受けるために必要な手続きを教えてください。

インボイス方式のもとでは、次の条件を満たす仕入 VAT(Input VAT)についてのみ還付を受けることができます。

1

- 適切な公式 V A T インボイスの入手、または外国契約者にかわって納税したことを証明できる

2

- 2,000万VNDを超える場合は、銀行送金により支払ったことを証明できる（現金支払は原則認められません）

3

- 輸出の場合は上記2要件以外に、契約書・通関証明および銀行送金により支払ったことを証明できる

質問 23: 還付が認められない仕入 VAT (Input VAT) はありますか。

次の仕入 VAT は、還付対象とはなりません。(通達 219/2013/TT-BTC 号より代表的なものを抜粋)

- 非課税取引に用いられる物品・サービスに係る VAT
- 輸送、石油のポンピング等の過程で発生する損失の超過額に課される VAT
- 国家安全保障・防衛のための武器および機器を製造するために購入した固定資産の VAT、金融機関・再保険事業を営んでいる企業が購入した機械・設備の VAT
- 9人乗り以下の乗用車の購入に関する 16 億 VND を超える部分の VAT (貨物または旅客の運送用の車、観光・ホテル経営のために使用される自動車、自動車販売のために使用される試乗用自動車を除く)
- 非営利会社・組織または病院、介護施設、研究所、職業学校等の国営組織(VAT 納税義務者ではない組織)が組織の活動のために購入した商品・サービスの VAT
- 関連法令により還付が認められないこととされているその他の VAT
- 2,000 万 VND 以上の取引に関して、銀行送金の証明がない取引にかかる VAT
- 法令に従って発行されていない (例えば、名称、住所、納税者番号や金額に誤りがある) インボイスの VAT

第4章：個人所得税（PIT）

PIT 関連法令一覧

法令	法令番号	内容
法律	No. 71/2014/QH13 dated 26/11/2014	税務諸法の一部条項の改正および補足
	No. 26/2012/QH13 dated 22/11/2012	個人所得税法の一部条項の改正および補足
	No. 21/2012/QH13 dated 20/11/2012	税務管理に関する法律の改正法
	No. 04/2007/QH12 dated 21/11/2007	個人所得税法
	No. 78/2006/QH11 dated 29/11/2006	税務管理に関する法律
政令	No.12/2015/ND-CP dated 12/02/2015	税務諸法の一部条項の改正および補足法の施行ガイドライン、税務諸政令の一部条項の改正および補足
	No. 91/2014/ND-CP dated 1/10/2014	税務に係る諸政令の一部条項の改正および補足
	No. 65/2013/ND-CP dated 27/06/2013	個人所得税法の詳細を規定した政令
	No. 83/2013/ND-CP dated 27/07/2013	税務管理に関する法律と改正法の詳細を規定した政令
省令 (通達)	No. 95/2016/TT-BTC dated 28/06/2016	税務登録に関する税務管理法のガイドライン
	No.92/2015/TT-BTC dated 15/6/2015	通達 No. 111/2013/TT-BTC の一部条項の補足および改正通達
	No.151/2014/TT-BTC dated 10/10/2014	政令 No. 91/2014/ND-CP の施行ガイドライン
	No. 119/2014/TT-BTC dated 25/8/2014	税務行政手続きの簡素化に係る省令 No.156/2013/TT-BTC、No.111/2013/TT-BTC、 No.219/2013/TT-BTC、No.08/2013/TT-BTC、 No.85/2011/TT-BTC、No.39/2014/TT-BTC、 No.78/2014/TT-BTC の一部条項に対する改正・補足省令
	No. 111/2013/TT-BTC dated 15/08/2013	個人所得税法、改正法、および政令 No. 65/2013/ND-CP の施行ガイドライン。
	No. 156/2013/TT-BTC dated 06/11/2013	税務管理法の一部条項の施行ガイドライン

その他、上記法令に関連するオフィシャルレターがあります。
税務上の取り扱いについては、上記のほかベトナムが締結した他国との租税条約も影響を及ぼします。

質問 24: ベトナムにおける個人所得税（以下、「PIT」といいます）の納税義務者と、課税される所得の範囲を教えてください。

次のいずれかに該当する場合には、所得の支払地に関わらず、ベトナムで PIT を納税しなければなりません。

「居住者」の課税対象：全世界所得（支払地不問）

「非居住者」の課税対象：
ベトナムを源泉とする所得
（支払地不問）

(1) ベトナム国内および国外で生じる課税所得を有する個人居住者

「居住者」とは、以下のいずれかの条件を満たす個人をいいます。

- ▶ 暦年、またはベトナムに入国した日から連続する 12 ヶ月の期間のうちベトナムに滞在する期間が 183 日以上であること。なお滞在日数の計算上、出入国の日はまとめて 1 日とされます。（例：7 月 14 日にベトナムに入国し、7 月 15 日に出国する場合、滞在日数は 1 日とカウントされます。）
- ▶ ベトナムに恒久的居所(※)を有すること。

(※) 「恒久的居所を有する」とは以下のいずれかの場合をいいます。

- ベトナムにおける居住関連の法律に基づき登録されている恒久的居所を有する。例えば、外国人の場合には公安省管轄の権限ある当局によって発行された一時居住者カード、または永住居住者カードに登録されている居住物件を所有している。
- 課税年度内に合計日数が 183 日以上の一つまたは複数の借家契約を締結している。この場合の「借家」にはホテル・ゲストハウス・旅館・勤務する事務所等を含む。

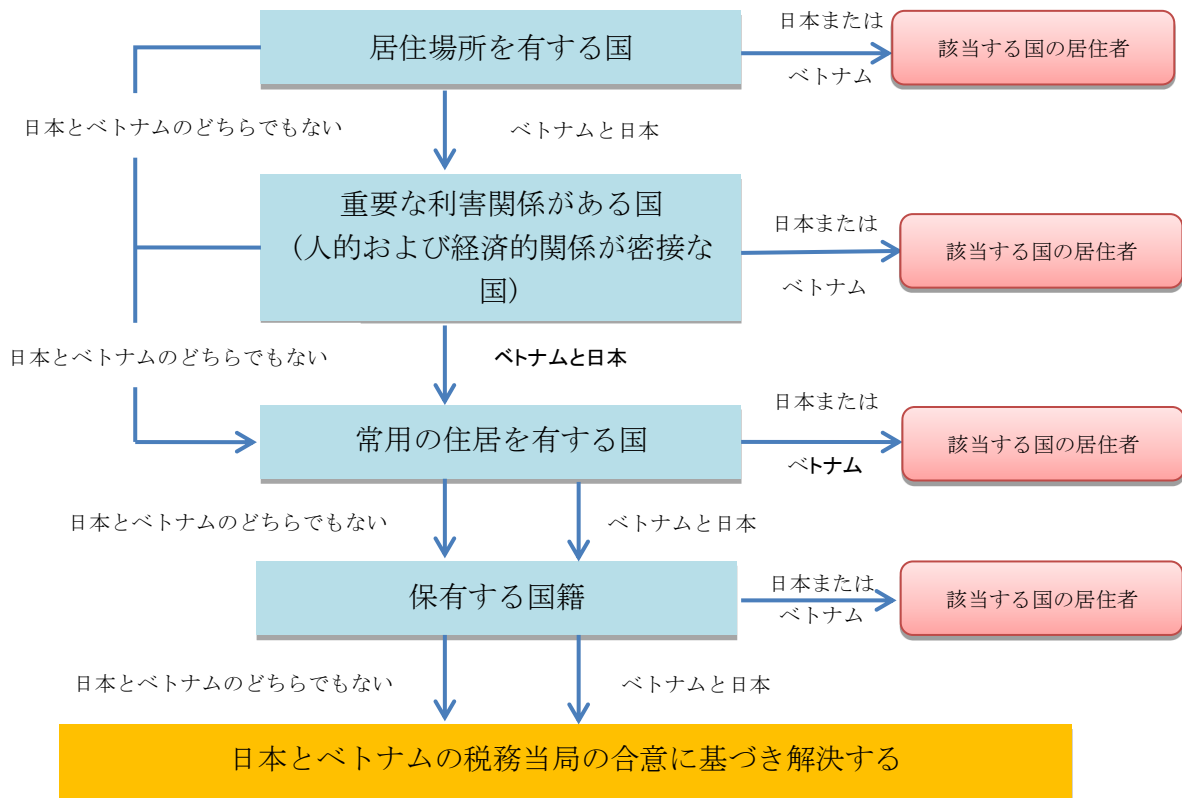
「居住者」に対しては、全世界所得が個人所得税の課税対象となります。ここでいう全世界所得とは、支払地を問わずに、ベトナム国内外で得たすべての所得をいいます。

(2) ベトナム国内で生じる課税所得を有する個人非居住者

「ベトナム居住者」以外の個人を「ベトナム非居住者」といいます。非居住者に対しては、支払地を問わずに、ベトナムを源泉とする所得のみが課税対象になります。

質問 25: 日本とベトナムの両国において居住者に該当する場合、居住形態の判定方法について教えてください。

日越租税条約第 4 条第 2 項に基づき、どちらの国の居住者に該当するかを、以下のフローチャートの順序で決定することができます。



質問 26: ベトナムに短期出張する日本人に対する PIT の課税の取り扱いを教えてください。

日越租税条約第 15 条第 2 項によれば、日本からベトナムへの短期出張者が次の条件をすべて満たした場合、その出張者の給与所得に係る PIT はベトナムにおいて免除されることとされています。

- ① 暦年の総滞在日数が 183 日を超えないこと
- ② 給与等を日本法人が支払っていること
- ③ 給与等をベトナム法人（または恒久的施設）が費用負担していないこと

**質問 27: ベトナムと他国との間の租税条約に基づいて、PIT の短期滞在者免税を受け
る場合の手続きについて教えてください。**

ベトナムが日本を含む諸外国との間で締結している租税条約に基づいて、PIT の短期滞在者免税を受け
る場合の手続きは次のとおりです。ただし、運動家や芸術家に対しては他の取り扱いが必要となります。

ベトナム以外の国の個人居住者である短期滞在者	
	<ul style="list-style-type: none"> ● No. 01/HTQT 様式による短期滞在者免税が適用可能であることのベトナム税務当局への申出 ● 居住地国の税務当局が発行する、租税条約上の短期滞在者免税を適用しようとする年度の前年度の 居住者証明書原本または公証版 ● 所得を証明する雇用契約書 ● ベトナム入国に使用したパスポート写しなど

初回の PIT 申告書類を提出する際に、上記書類をすべて揃え、税務署に提出しなければなりません。
上記の書類を提出できない場合は、PIT 申告書に従って PIT を納付する必要があります。上記の
書類を提出できた後に、納付した PIT の還付申請ができます。

質問 28: PIT の課税所得にはどのようなものがありますか。

PIT の課税所得には次のものがあります。

給与所得	雇用者から支払われる次の現金収入および現物 <ul style="list-style-type: none"> ● 給料、賃金およびこれに類する報酬 ● 雇用者から支払われる生活手当等（食事手当、通勤手当等） ● 科学技術の計画・研究に従事したことにより支払われる報酬、書籍または新聞の 原稿料、各種仲介料等 ● 専門家団体や業界団体からの報酬、取締役報酬、監査役報酬、プロジェクト管理 委員会その他の委員会の委員を務めたことにより支払われる報酬 ● 雇用者が供与する家賃・光熱費・その他付随サービスの費用（上限率あり）、お よび法定外の保険料などの給料以外の手当・現物 ● 賞与（証券等現物で支払われる場合を含みます）
給与以外の所得	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所得 ● 資本投資所得(利子、配当など) ● 資本譲渡所得(株式譲渡所得など) ● 不動産譲渡所得 ● 賞金等の一時所得（1,000 万 VND 以上が課税対象） ● ロイヤルティ ● フランチャイズから得る所得（1,000 万 VND 以上が課税対象） ● 相続・贈与所得(1,000 万 VND 以上が課税対象)

質問 29: PIT の非課税所得、免税所得にはどのようなものがありますか。

非課税所得と免税所得はどちらも課税所得とされないため、個人所得税計算上の違いはありません。しかし非課税所得と違って、免税所得は、免税となるために申請手続きを行うことが必要な場合があります。また、免税所得は非課税所得に比べ、将来的に法律による変更の可能性が低いものになります。一般的に免税所得は主にベトナム人に適用され、非課税所得は外国の駐在員に適用されるケースが散見されます。

免税所得には、以下の所得があります。

- 1) 夫婦間、親子間（養親子を含む）、祖父母と孫との間、兄弟姉妹間の不動産の譲渡による所得。
 - 2) 個人がベトナムで唯一所有する住宅、または居住用の土地所有権(その土地に付属する資産を含む)を譲渡した場合のその譲渡所得。
 - 3) 法律に基づき国から使用料を無償または減額されている土地所有権から生じる個人の所得。
 - 4) 夫婦間、親子間（養親子を含む）、祖父母と孫との間、兄弟姉妹間の不動産の相続または贈与による所得。
 - 5) 個人や家計(*)が、国から割り当てられた農地を合理化するための土地所有権の交換による差益。
 - 6) 零細の個人や家計が農林漁業等の事業から得る所得（二次産品に係るものを除く）
 - 7) 銀行預金等の利子所得、生命保険契約に基づく利子所得。
 - 8) ベトナム系外国人、外国在住のベトナム人等からの送金
 - 9) 残業代および夜勤する者の賃金について、労働法に定めた昼間勤務または通常勤務時間の賃金に対する割増部分。
 - 10) 社会保険法に基づき、社会保険基金により支給される年金。
 - 11) 奨学金。
 - 12) 生命保険契約、損害保険契約により支払われる保険金、労災による法律に基づき支給される補償金、その他の賠償金。
 - 13) 慈善目的、人道目的、修学促進目的など非営利目的で運営される慈善基金で、所管する国家機関から設立認可されたものからの給付。
 - 14) 政府・非政府組織の国外の支援機構で、所管する国家機関から認可されたものから慈善・人道を目的に支給される義援金。
 - 15) 外国の海運業者またはベトナムの国際海運業者に就労しているベトナム人船員の給与
 - 16) 沖合における海産物採集活動に直接関連する商品・サービス提供活動を行う船舶の個人オーナー、船舶所有権を有する個人および船員の所得
- (*) 家計：家族でビジネスを行い、資本や資産を出資しているベトナムにおける経済組織のこと

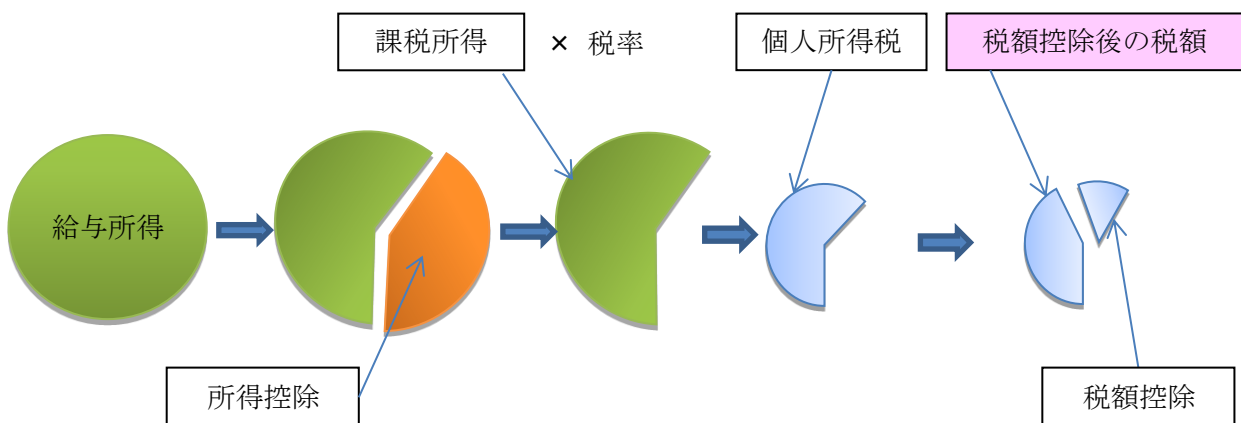
省令等により、**非課税（条件付き）**と認められるものには、次のようなものがあります。

- 1) 業務上必要な車両費用・通勤用の車両費用の業務・通勤に関連する交通費（通勤手当を除外）
- 2) 会社名義のゴルフ会員権
- 3) 全従業員に対して行われる税務申告の手数料（対象が日本人駐在員のみなど、特定の個人分に限定した代行手数料を除く）
- 4) 年1回の私的な帰国時の往復航空券代（本人のみ。出張を含まない）

- 5) 大学を除く、ベトナムでの幼稚園～高校までの子供の学費（適切な支給方法および必要書類を伴う場合のみ）
- 6) 赴任時の引越費用（1回限り）
- 7) 会社が大家と直接契約し、負担する住宅手当（家賃の実費額、または課税所得の15%のいずれか低い金額が課税となる。計算方法については、質問31をご参照）
- 8) 制服代、食事手当（上限があり。超過分は課税対象）
- 9) 出張手当（会社の財務規程で手当金額が明確に規定されている場合）
- 10) 労働者本人または親戚（夫婦間、親子間（養親子を含む））の不治の病の治療に対する雇用者からの援助（保険機関から支払われた金額を控除した治療金額を上限とする）

質問 30: 給与所得に対する PIT の計算方法と税率を教えてください。

給与所得に対する PIT の計算方法は、次の図のとおりです。



1) 所得控除

個人居住者の給与所得に係る納税額の計算上、課税対象となる所得金額から控除されます。控除額は、次のとおりです。（非居住者は控除不可）

- ① 社会保険料控除：法律で規定された強制加入保険料（健康保険・社会保険・失業保険）の支払額
- ② 任意年金基金への掛金（実際に発生した金額を控除するが、100万 VND/月、または1,200万 VND/年を上限とする。）
- ③ 基礎控除：月額900万 VND（年額1億800万 VND）
- ④ 扶養控除：扶養の事実が発生した月から一人当たり月額360万 VND
- ⑤ 寄付金控除：慈善基金、人道的基金、学習促進基金への寄付金支払額

扶養控除の対象となる扶養者とは次の条件を満たす者です。

子（養子、非嫡出子を含む）

以下のいずれかの条件を満たすこと

- 1) 18歳未満
- 2) 18歳以上かつ身体に障害があり勤務不可能であること
- 3) 無所得、またはすべての所得の合計額が月額100万VND以下の学生（大学、高等学校、専門学校の学生）であること

配偶者

無所得、またはすべての所得の合計が月額100万VND以下であり、かつ以下のいずれかの条件を満たすこと

- 1) 労働年齢*を超えていること
- 2) 労働年齢*であるが、身体に障害があり、勤務が不可能であること

父母

無所得、またはすべての所得の合計が月額100万VND以下であり、かつ以下のいずれかの条件を満たすこと

- 1) 労働年齢*を超えていること
- 2) 労働年齢*であるが、身体に障害があり、勤務が不可能であること

祖父母(義祖父母含む)、兄弟姉妹など

無所得、またはすべての所得の合計が月額100万VND以下であり、当該納税者と生計を一にし、かつ以下のいずれかの条件を満たすこと（父母、配偶者、子が扶養できる場合を除く）。

- 1) 労働年齢*を超えていること
- 2) 労働年齢*であるが、身体に障害があり、勤務が不可能であること

* 労働年齢：女性の場合は18歳～55歳、男性の場合は18歳～60歳

2) 税率

	年間課税所得額 (百万 VND)	月額課税所得額 (百万 VND)	月額 USD 換算 (1\$=22,000VND として)	税率
居住者	60 以下	5 以下	238 以下	5%
	60 超 120 以下	5 超 10 以下	238 超 476 以下	10%
	120 超 216 以下	10 超 18 以下	476 超 857 以下	15%
	216 超 384 以下	18 超 32 以下	857 超 1,524 以下	20%
	384 超 624 以下	32 超 52 以下	1,524 超 2,476 以下	25%
	624 超 960 以下	52 超 80 以下	2,476 超 3,810 以下	30%
	960 超	80 超	3,810 超	35%
非居住者に対しては、一律 20%				

3) 税額控除

自然災害、火災、事故、難病等の原因で納税能力が低下した納税者は、納税額を超えない範囲で損害額に相当する税額控除が適用できます。

質問 31: 給与所得に対する PIT の計算を行う場合、ネット所得とグロス所得のそれぞれの場合について、PIT の計算方法を教えてください。

給与支給方法について、個人所得税や社会保険料を個人が負担する場合を「グロス」、会社が負担する場合を「ネット」と一般的に呼称します。2013年8月15日付財務省通達 No.111/2013/TT-BTC によれば、ネット所得とグロス所得の計算方法は、次の例のように計算することとしています。

【計算例の前提条件】

- ・ ネット給与額は 50,000,000VND/月
- ・ 所得控除は基礎控除(9,000,000VND/月)のみで扶養者はいない。
- ・ 社会保険料等は便宜上ないものとする。
- ・ 家賃は 10,000,000VND/月のみとする。

<計算式>

- ① ネット課税所得額：50,000,000(ネット給与額) - 9,000,000(基礎控除) = 41,000,000
- ② ネットからグロスアップ課税所得額への変換：(グロスアップ変換表参照)
 $(41,000,000 - 3,250,000) / 0.75 = 50,333,333$
- ③ 家賃課税額：
 家賃課税額の算出は、家賃の実費額か課税所得の 15% のいずれか低い金額が課税額となります。ただし、15%で計算する場合にはインボイス等の整備などが求められます。
 $(50,333,333 + 9,000,000(\text{基礎控除})) \times 15\%(\text{家賃課税上限率}) = 8,900,000 < 10,000,000$
- ④ 家賃課税額を算入したネット課税所得額：50,000,000(ネット給与額) + 8,900,000 (家賃課税額) - 9,000,000(基礎控除) = 49,900,000
- ⑤ グロス課税所得額：(49,900,000 - 5,850,000) ÷ 70% = 62,928,571
- ⑥ 納付税額：62,928,571 × 0.3 - 5,850,000 = 13,028,571 (グロス課税速算表参照)

●グロスアップ変換表

(月次ベース)

ネット課税所得額(VND)	税率	ネットからグロスへの変換式
4,750,000 以下	5%	総所得額 ÷ 95%
4,750,000 超 9,250,000 以下	10%	(総所得額 - 250,000 VND) ÷ 90%
9,250,000 超 16,050,000 以下	15%	(総所得額 - 750,000 VND) ÷ 85%
16,050,000 超 27,250,000 以下	20%	(総所得額 - 1,650,000 VND) ÷ 80%
27,250,000 超 42,250,000 以下	25%	(総所得額 - 3,250,000 VND) ÷ 75%
42,250,000 超 61,850,000 以下	30%	(総所得額 - 5,850,000 VND) ÷ 70%
61,850,000 超	35%	(総所得額 - 9,850,000 VND) ÷ 65%

●グロス課税速算表

(月次ベース)

総課税所得(VND)	税率	所得税額(VND)
5,000,000 以下	5%	総課税所得 × 0.05
5,000,000 超 10,000,000 以下	10%	総課税所得 × 0.10 - 250,000
10,000,000 超 18,000,000 以下	15%	総課税所得 × 0.15 - 750,000
18,000,000 超 32,000,000 以下	20%	総課税所得 × 0.20 - 1,650,000
32,000,000 超 52,000,000 以下	25%	総課税所得 × 0.25 - 3,250,000
52,000,000 超 80,000,000 以下	30%	総課税所得 × 0.30 - 5,850,000
80,000,000 超	35%	総課税所得 × 0.35 - 9,850,000

質問 32: 給与所得以外の所得に対する PIT の税率を教えてください。

給与以外の所得に対する PIT の税率の概要は次のとおりです。

給与以外の所得		PIT の計算方法			
		居住者		非居住者	
事業所得		収入 x 税率		事業の種類	税率
		事業種類	税率		
		商品販売・提供	0.5%	商品販売	支払対価の 1%
		サービス、資材提供が付随しない 建設業	2%		
		資産リース、保険代理店、宝くじ 代理店	5%	サービス	支払対価の 5%
		製造、運送、商品に付随するサー ビス、資材提供が付随する建設	1.5%	製造、建設、輸 送など	支払対価の 2%
		その他事業	1%		
資本 譲渡 所得	出資金譲渡所得 (※1)	譲渡所得金額の 20%		譲渡価額の 0.1%	
	証券譲渡所得 (※2)	譲渡価額の 0.1%			
不動産譲渡所得		譲渡価額の 2%			
賞金等の一時所得		1,000 万 VND を超える部分の金額の 10%			
ロイヤルティ		1,000 万 VND を超える部分の金額の 5%			
フランチャイズから 得る所得		1,000 万 VND を超える部分の金額の 5%			
相続所得		1,000 万 VND を超える部分の金額の 10%			
贈与所得		1,000 万 VND を超える部分の金額の 10%			

(※1) 出資金譲渡所得とは、有限会社、パートナーシップ、事業協力契約 (Business co-operation Contract) 等への出資金の譲渡から得る所得。

(※2) 証券譲渡所得とは、株式、社債、証券等の譲渡から得る所得。

質問 33: ベトナムではどのような所得が源泉徴収の対象となるのでしょうか。また、これらの所得の PIT の申告納税期限と申告様式を教えてください。

ベトナムでは、一定の所得について、その支払いの際に支払者が源泉徴収を行うこととされており、源泉徴収を要する場合は、次のとおりです。

所得の受領者	源泉徴収の対象となる所得
居住者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 賃金および給料 ➢ 資本投資所得 ➢ 証券譲渡所得 ➢ 賞金等の所得 ➢ 使用料所得 ➢ フランチャイズから得る所得
非居住者	ベトナム国内に源泉があるすべての所得

以上に基づき、支払者による月次・年次申告書の提出期限および申告様式をまとめると、次のとおりとなります。

	月次申告		年次申告	
	期限	申告書様式	期限	申告書様式
給与所得	VAT 申告期限により、 四半期申告 または月次 申告(*)	05/KK-TNC N	暦年末日 後 90 日 以内	05/QT-TNCN
				源泉徴収集計表(雇用契約あり) 05-1/BK-QTT-TNCN
投資所得 投資・証券譲渡所得 ロイヤリティ・フラン チャイズ所得 賞金等所得		06/TNCN	—	—

(*) PIT 申告期限については、質問 20 もご参照ください。

質問 34: ベトナムではどのような所得が源泉徴収の対象とならず、確定申告（月次申告、年次申告）をしなければならないのでしょうか。

次の所得はベトナムで源泉徴収の対象にはなりませんので、個人がベトナム税務署に月次または四半期申告をしなければなりません。

- 給与所得を得る個人居住者で次の場合
 - ① 国外から支払われる給与があるとき
 - ② ベトナムに所在する国際機関、大使館、領事館により支給される給与所得を得るベトナム人
- 居住者の国外源泉所得
- 居住者の事業所得
- 居住者の不動産譲渡所得
- 居住者が配当金の代わりに交付を受ける株式
- 居住者の資本譲渡所得
- 居住者の相続所得
- 居住者の贈与所得

さらには、給与所得、事業所得を有する個人居住者は次のいずれかに該当する場合、年次申告をしなければなりません。

- 課税年度中に源泉徴収により一時的に納付された税額の合計額が、その課税年度の個人所得税として納付すべき税額に満たない。
- 課税年度中に源泉徴収等された税額のうち過納額につき、還付または翌年度の税額に充当する。
- ベトナムでの雇用契約が終了したことにより、外国人居住者がベトナムを出国する。

質問 35: PIT の確定申告（月次申告、年次申告）の申告納付期限および申告様式を教えてください。

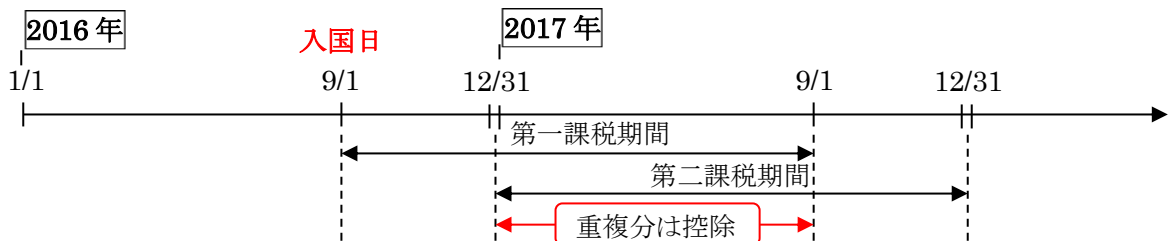
確定申告（月/四半期次申告、年次申告）による申告納付期限および申告様式は、次の通りです。

個人が得る所得の種類		月/四半期次申告		年次申告	
		期限	申告書様式	期限	申告書様式
事業所得 (個人事業からの暦年の売上が1億 VND を越える場合)	発生回により納付	翌四半期 30 日以内	01/CNKD	—	—
	税額定額法により納付	—	—	前年の 12 月 15 日まで	01/CNKD
(外国法人等からの) ベトナム源泉給与所得 (非居住者および居住者)		翌四半期 30 日以内	02/KK-TNCN	暦年末日後 90 日以内	02/QTT-TNCN 02-1/BK-QTT-TNCN
不動産譲渡所得		<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡契約書に買主が売主の代わりに個人所得税を納税することを記載しない場合：譲渡契約の有効日より 10 日以内 ・譲渡契約書に買主が売主の代わりに個人所得税を納税することを記載する場合：不動産使用权、所有権の譲渡申請書類の提出まで 		—	—
資本譲渡所得		資本譲渡日より 10 日以内	04/CNV-TNCN	—	—
証券譲渡所得		証券譲渡契約書の有効日より 10 日以内	04/CNV-TNCN	—	—
相続・贈与所得		<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の場合は不動産所有、使用权変更申請書類と同時に提出 ・資本、証券の場合は相続・贈与契約書の有効日より 10 日以内 ・その他の場合、登録手数料申告書類の提出前に提出 		—	—
居住者の 国外源泉所得	給与所得	翌四半期 30 日以内	02/KK-TNCN	暦年末日後 90 日以内	02/QTT-TNCN 02-1/BK-QTT-TNCN
	事業所得	翌四半期 30 日以内	04/NNG-TNCN	—	—
	不動産譲渡所得	所得の発生日より 10 日以内、またはベトナム入国日より 10 日以内	03/BDS-TNCN	—	—
	証券譲渡所得		04/CNV-TNCN	—	—
	相続・贈与所得		04/TKQT-TNCN	—	—
その他の所得	04/NNG-TNCN		—	—	
資本の再投資により、出資金または株式の譲渡益を受けた場合		譲渡日より 10 日以内	04/ĐTV-TNCN	—	—

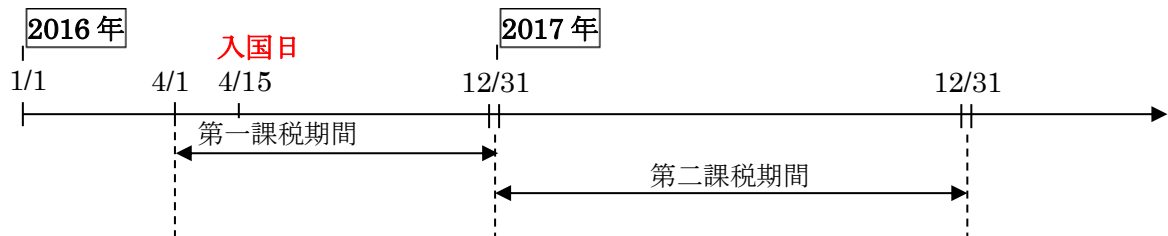
質問 36: 新規赴任者の課税期間と、外国税額控除について教えてください。

新規赴任者への課税期間は、関連法令、オフィシャルレターにより、現状、次のようになっています。

- 暦年での滞在日数が 183 日未満であるが、入国日から 1 年間のベトナム滞在日数が 183 日以上の場合
 - ① 第一課税期間：入国日からの 1 年間
 - ② 第二課税期間：入国日の翌暦年
 重複する税額は、第二課税期間の税額から控除することができます。



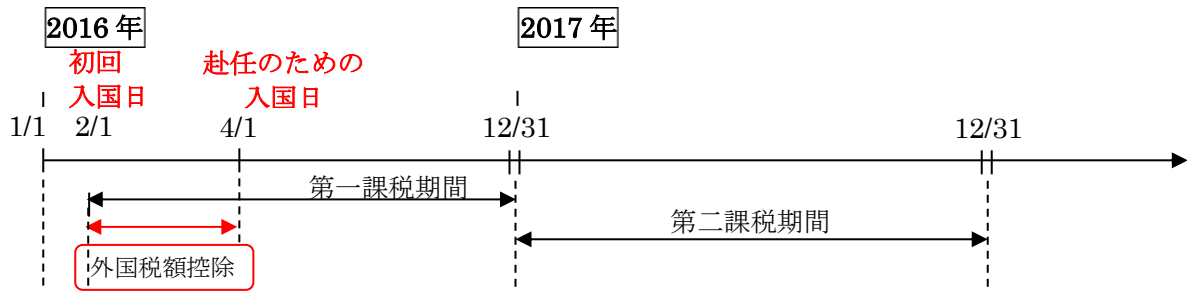
- 暦年での滞在日数が 183 日以上の場合
 - ① 第一課税期間：初回入国日の月からの当該暦年年末
 - ② 第二課税期間：入国日の翌暦年



- ベトナム入国以前に他国で支払った税額は、第一課税期間の税額から控除することができます。

赴任のために入国する前に出張等でベトナムに入国している場合、個人所得税の起算日は初回入国日です。

- ① ≪課税期間≫ 第一課税期間：初回入国日の月からの当該暦年年末（上記の例：暦年での 2 月～12 月）
- ② 第二課税期間：初回入国日の翌暦年



《外国税額控除について》

外国で発生した所得のうち二重課税となる部分に対して、当該国で納税した税額を控除することができます（限度額あり）。外国税額控除には、日本での納税証明書が必要となります。

控除税額の限度額は、ベトナム国外源泉所得(ベトナム国外で発生した課税所得)に対してベトナムの累進課税方法により計算した税額です。按分比率は、課税所得全額に占めるベトナム国外で発生した課税所得の割合です。

控除税額の計算例は次のとおりです。

前提：

- ・新規赴任者は、赴任のためのベトナム入国日が4月1日ですが、短期出張で初回のベトナム入国日が2月1日でした。所得は給料だけです。
- ・2月、3月の日本本社からのグロス給料(VNDに換算した金額)：360百万VND。そのうち、ベトナムで発生した所得は60百万VNDで（この所得は、ベトナムの規定に従い、月の日数に占めるベトナム滞在日数の割合で確定されます）、日本で発生した所得は300百万VNDです。
- ・2月、3月の日本で発生した所得のPIT税額(VNDに換算した金額)：72百万VND。
- ・4月~12月までの日本本社からのグロス給料(VNDに換算した金額)：828百万VND。
- ・2月~12月までの全世界所得に対して累進課税の方法により計算したベトナムの個人所得税額：280.8百万VND

1) 外国税額控除の限度額

累進課税の方法により計算したベトナムの個人所得税額 × $\frac{\text{課税所得全額に占めるベトナム国外で発生した課税所得の割合}}{\text{課税所得全額}}$

$$280.8 \text{ 百万 VND} \times \frac{300 \text{ 百万 VND (日本で発生した所得)}}{1,188 \text{ 百万 VND}} = 70.91 \text{ 百万 VND}$$

→360 百万 VND (日本本社からの給料)
+828 百万 VND (ベトナム子会社からの給料)

2) 外国で納税した税額

72 百万 VND (日本源泉所得に該当する納税済の PIT 税額)

3) 上記 1)と 2)のいずれか少ない金額

72 百万 VND > 70.91 百万 VND
∴ 70.91 百万 VND

第5章: 外国契約者税 (FCT)

FCT 関連法令一覧

法令	法令番号	内容
省令 (通達)	No. 95/2016/TT-BTC dated 28/06/2016	税務登録に関する税務管理法のガイドライン
	No.103/2014/TT-BTC dated 06/08/2014	外国契約者税の施行ガイドライン

その他、上記法令に関連する CIT 法、VAT 法、PIT 法のガイドラインおよびオフィシャルレターをご参照ください。

税務上の取り扱いについては、上記のほかベトナムが締結した他国との租税条約も影響を及ぼします。

質問 37: FCT とはどのような税金をいうのですか。

FCT は、外国法人または個人(以下、「外国契約者」といいます)が、ベトナム国内法人または個人に対してベトナム国内でサービスを提供し、対価を得る際に発生した所得に対して課税されます。

FCT は主に VAT 部分および CIT (PIT) 部分から構成されています。

- 外国契約者は発生した付加価値や所得に対して FCT を課されます。
- 外国契約者は、その他税金、手数料等を現行規定により支払う必要があります。

外国契約者税 (FCT)	=	法人所得税(CIT) 個人所得税(PIT)	+	付加価値税 (VAT)	+	手数料等
-----------------	---	--------------------------	---	----------------	---	------

課税対象となる取引は、以下のとおりです。

- (1) ベトナム国内でサービスが提供される、または物品を伴うサービスが提供される場合
- (2) 商品の引き渡し地点がベトナム領土内である場合、据付・試験・メンテナンス・交換等の商品に付随するサービスがベトナム国内で提供される場合（無償サービスも含む）
 - DDP/DAT/DAP 等の貿易取引条件による取引を含むベトナム国内で物品の販売、または売り手がベトナム国内での輸送に関してもリスクを負う条件による取引、**On-the-spot export/import**（みなし輸出入）取引も課税対象となる。
 - ※ 製品保証のみで、その他付随するサービスがなければ、課税対象外。
 - ※ 国際輸送、トランジット、積み替えを補助する目的、または他の企業による加工の目的で、保税倉庫等を使用する場合は課税対象外。しかし、保税倉庫を使った国内販売は外国契約者税の対象となる。
- (3) 知的所有権・資産使用权の譲渡、著作権使用料・技術移転料等のロイヤリティ、資産譲渡・精算、有価証券譲渡、利息、契約相手からの違約金等

外国契約者がベトナムの居住者・非居住者を問わず、またベトナムに恒久的施設（PE）を有するか否かに関わらず、FCT が課されます。

《課税取引の種類とみなし税率》

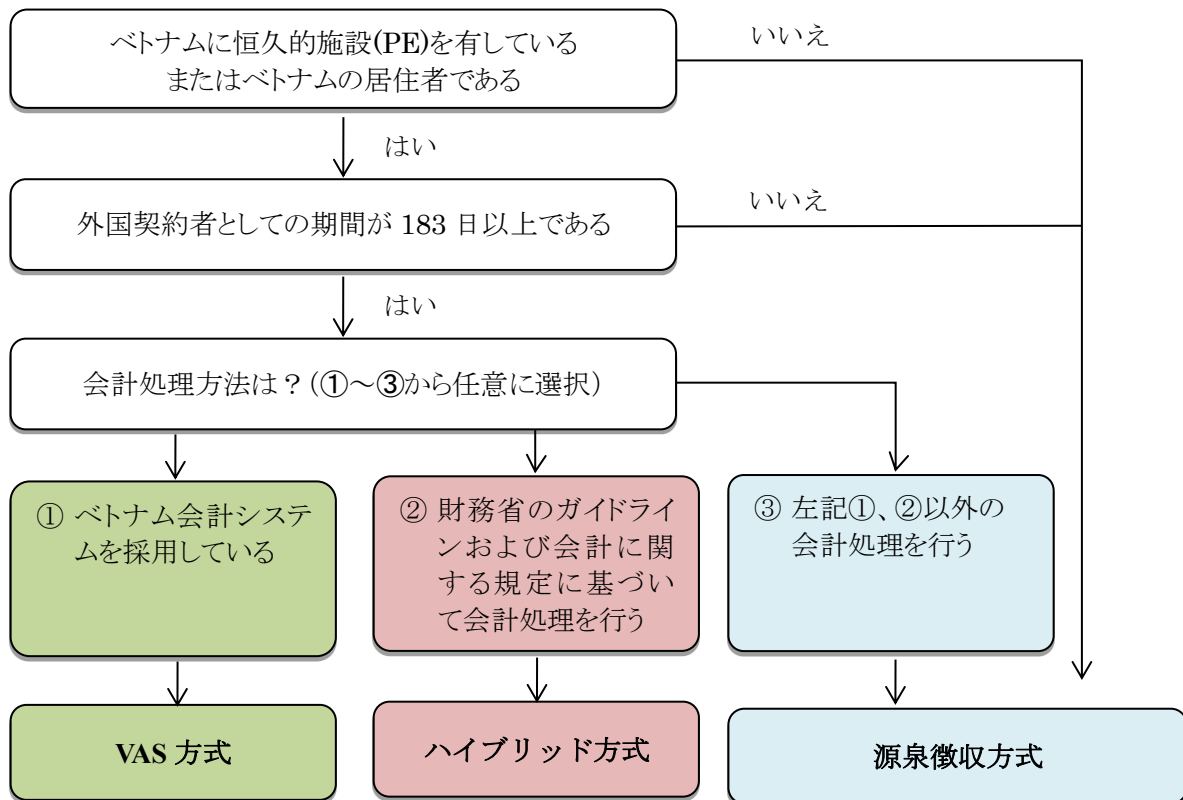
みなし税率は、源泉徴収方式・ハイブリッド方式の計算に使用されます。（質問 39、質問 40 ご参照）

No.	課税取引の種類	みなし税率	
		VAT	CIT
1	サービスの付随した物品販売 ※みなし輸出入取引（外国からの委託加工（海外からベトナムの保税倉庫にいたものを、海外へ輸出する場合を除く））売り手がベトナム国内での輸送に関してもリスクを負う条件(例：DDP/DAT/DAP 等の条件)による取引を含む	- 輸入時に支払	1%
2	サービス一般、機械設備のリース、保険サービス	5%	5%
3	レストラン、ホテル、カジノの管理サービス	5%	10%
4	航空機・航空機のエンジン・航空機の部品・船舶のリース	5%	2%
5	建設、据付（資材・機械・設備の供給を伴うもの）、輸送、製造	3%	2%
6	建設、据付（資材・機械・設備の供給を伴わないもの）	5%	2%
7	その他事業	2%	2%
8	有価証券譲渡、海外への再保険、再保険譲渡からのコミッション	-	0.1%

9	デリバティブ取引	-	2%
10	利息収入	-	5%
11	ロイヤリティ	-	10%

質問 38: FCT の申告納税の方法を教えてください。

FCT の規定に基づき、どの申告納税の方法を選択するかは、外国契約者の条件によって異なります。



質問 39: FCT の申告納税に関する 3 方式 (VAS 方式、ハイブリッド方式、源泉徴収方式) の納税義務者、登録手続き、申告納税期限、税率を教えてください。

FCT の納税義務者、登録手続き、申告納税期限および税率は次のとおりです。

項目	VAS 方式 (外国契約者が自己申告する方法)	源泉徴収方式 (ベトナム国内企業が源泉徴収する方法)	ハイブリッド方式 (左 2 種類の折衷方法)
納税義務者	外国契約者	ベトナム国内企業 (源泉徴収義務者)	外国契約者
税務コードの登録義務者および手続き	外国契約者 税コードは、契約書締結日または FCT 控除・納税義務発生日から 10 日以内に登録する必要がある。	ベトナム国内企業	外国契約者
申告・納税期限	VAT		
	<u>四半期毎の申告</u> 各四半期末の翌月 30 日までに申告・納税 <u>または月次申告</u> 翌月 20 日までに申告・納税	<u>発生の都度</u> 発生後 10 日以内に申告・納税 <u>契約満了時</u> 契約終了後 45 日以内に申告・納税	<u>四半期毎の申告</u> 各四半期末の翌月 30 日までに申告・納税 <u>または月次申告</u> 翌月 20 日までに申告・納税
	CIT		
	<u>四半期申告</u> 各四半期末の翌月 30 日までに納税 <u>年次申告</u> 年度末終了後 90 日以内に申告・納税 <u>契約満了時</u> 契約終了後 45 日以内に申告・納税	VAT と同様	<u>発生の都度</u> 発生後 10 日以内に申告・納税 <u>契約満了時</u> 契約終了後 45 日以内に申告・納税
税率	VAT : 0%、5%、10% CIT : 標準税率 20%	VAT : 質問 40 をご参照 CIT : 質問 40 をご参照	VAT : 0%、5%、10% CIT : 質問 40 をご参照

質問 40: FCT の申告納税の一つである源泉徴収方式の計算方法を教えてください。

FCT の申告納税方式の一つである源泉徴収方式に係る VAT、CIT の計算方法は次のとおりです。

(1) VAT の計算方法

$$\text{VAT} = \text{VAT 課税売上} \times \text{みなし VAT 率} \\ \text{※質問 37 ご参照}$$

VAT の課税対象となる売り上げは、サービスの提供または商品およびこれに付随するサービスの提供により、外国契約者・下請け契約者が得る総売り上げをいいます（ベトナム企業より代行支払いされる費用も含まれます）。

(2) CIT の計算方法

$$\text{CIT} = \text{課税売上} \times \text{みなし CIT 率} \\ \text{※質問 37 ご参照}$$

CIT の課税対象となる売り上げは、外国契約者および下請け契約者（ベトナム国内法人・個人を含む）の付加価値税抜きの売り上げです。この売り上げには、外国契約者および下請け契約者が支払わなければならない VAT 以外の税金および代行費用も含まれます。

《外国契約者税の算出式（みなし税率方式）》

例1：外国契約者（A企業）がベトナム企業（B企業）と設置および試運転サービス付機械売買契約書を締結。契約書の金額は10,000,000USDで、機械の購入代金とサービスの対価を区別していません。

→「建設、据付（資材・機械・設備の供給を伴うもの）」に該当

1. 上記の契約金額が税込（VATおよびCITを含む）の場合

* VATの算出式（輸入時のVATは含まず）

$$\begin{aligned} \text{納付すべき VAT} &= \text{VAT の課税対象売上} \times \text{みなし VAT 率} \\ &= 10,000,000 \text{ USD} \times 3\% = 300,000 \text{ USD} \end{aligned}$$

* CITの算出式

$$\begin{aligned} \text{納付すべき CIT} &= \text{CIT 課税売上} \times \text{みなし CIT 率} \\ &= (10,000,000 \text{ USD} - 300,000 \text{ USD}) \times 2\% = 194,000 \text{ USD} \end{aligned}$$

2. 上記の契約金額が税抜（VATとCITを含まない）の場合

* CITの算出式

$$\begin{aligned} \text{CIT 課税売上} &= \frac{\text{CIT を含まない収入}}{(1 - \text{みなし CIT 率})} \\ &= \frac{10,000,000 \text{ USD}}{(1 - 2\%)} = 10,204,082 \text{ USD} \end{aligned}$$

$$\text{納付すべき CIT} = 10,204,082 \text{ USD} \times 2\% = 204,082 \text{ USD}$$

* VATの算出式

$$\begin{aligned} \text{VAT 課税売上} &= \frac{\text{VAT を含まない収入}}{(1 - \text{みなし VAT 率})} \\ &= \frac{10,204,082 \text{ USD}}{(1 - 3\%)} = 10,519,672 \text{ USD} \end{aligned}$$

$$\text{納付すべき VAT} = 10,519,672 \text{ USD} \times 3\% = 315,590 \text{ USD}$$

例2：外国契約者（A企業）はベトナム企業（B企業）と設置および試運転サービス付機械販売契約書を締結。契約書の金額は10,000,000USDで、内訳は、機械の購入代金が9,000,000USD、サービスの対価が1,000,000USDです。

2014年8月6日付の通達103/2014/TT-BTC号第6条2項によりますと、この場合、サービスの対価分のみVAT課税対象になり、機械購入代金相当分は輸入した際のVATのみが課税されます。

1. 上記の契約金額が税込（VATおよびCITを含む）の場合

* VATの算出式

$$\text{納付すべき VAT (サービスの対価に対する)} = 1,000,000 \text{ USD} \times 5\% = 50,000 \text{ USD}$$

* CITの算出式

$$\text{機械購入代金の CIT} : 9,000,000 \text{ USD} \times 1\% = 90,000 \text{ USD}$$

$$\text{サービスの対価の CIT} : (1,000,000 \text{ USD} - 50,000 \text{ USD}) \times 5\% = 47,500 \text{ USD}$$

2. 上記の契約金額が税抜 (VAT と CIT を含まない) 場合

* CIT の算出式

- 機械購入代金の CIT :

$$\text{CIT 課税売上} = \frac{9,000,000 \text{ USD}}{1 - 1\%} = 9,090,909 \text{ USD}$$

$$\text{納付すべき CIT} = 9,090,909 \times 1\% = 90,909 \text{ USD}$$

- サービスの対価の CIT :

$$\text{CIT 課税売上} = \frac{1,000,000 \text{ USD}}{1 - 5\%} = 1,052,632 \text{ USD}$$

$$\text{納付すべき CIT} = 1,052,632 \text{ USD} \times 5\% = 52,632 \text{ USD}$$

* VAT の算出式

- サービスの対価の VAT :

$$\text{VAT 課税売上} = \frac{1,052,632 \text{ USD}}{1 - 5\%} = 1,108,034 \text{ USD}$$

$$\text{納付すべき VAT} = 1,108,034 \text{ USD} \times 5\% = 55,402 \text{ USD}$$

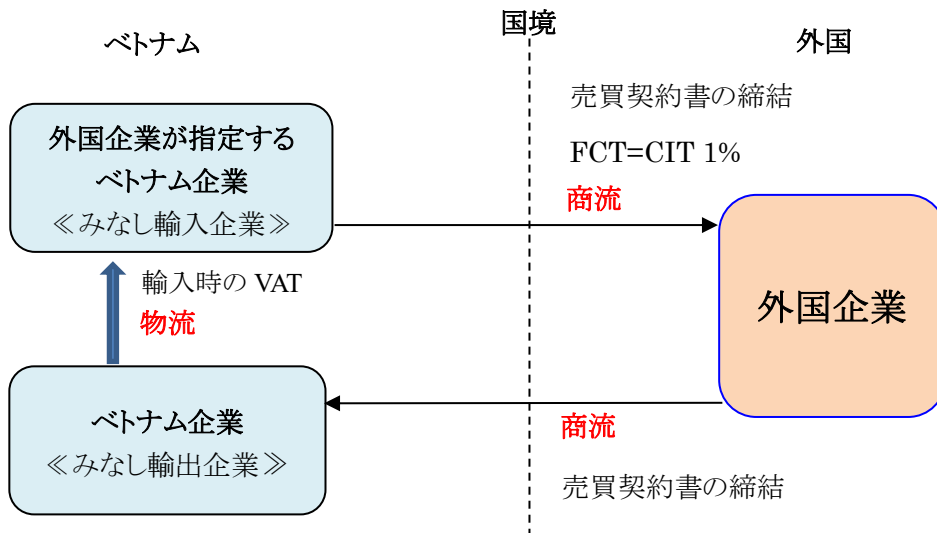
注意点:

- (外国契約者) 付加価値税について: 上記の例を参考として、機械の購入代金とサービスの対価を区別できる場合、サービスの対価のみに VAT が課税されます。機械の購入代金には VAT は課税されません。機械の購入代金とサービスの対価を区別しない場合、契約金額全体に VAT が課税されます。
- CIT 課税売上は CIT を含み、VAT を含まない収入ですので、契約書に記載された金額が税抜きの場合、納付すべき VAT と CIT を確定するために、先に CIT を計算してから、VAT を計算します。

質問 41: みなし輸出入およびその場合の FCT について教えてください。

みなし輸出入とは、外国企業がベトナム企業から商品を購入し、当該ベトナム企業が当該商品を外国企業が指定する別のベトナム企業に引き渡す取引です。

つまり、商流は外国企業とベトナム企業ですが、物流はベトナム国内で完結する取引です。輸出企業および輸入企業はみなし輸出入の税関手続きを行います。



外国企業は、みなし輸出入の形で輸入企業との契約書に基づきベトナム法人に商品を提供することにより所得を得る場合、外国企業は FCT が課税されます。

- 輸入企業が商品を入力した際に VAT が課税されるため、FCT の VAT は課税されません。
- 契約金額(商品対価)に対する CIT=1%が課せられます。輸入企業は外国企業の代わりに申告・納税します。

例: 外国企業(A企業)はベトナム企業(B企業)と機械販売契約書を締結。契約書の金額は 1,000,000USD です。A企業があるベトナム企業(C企業)から機械を購入し、C企業からB企業に引き渡されます。

機械購入代金は輸入した際の VAT のみが課税されます。
課税される CIT は以下になります。

1. 上記の契約金額が税込(VAT と CIT を含む)場合
納税すべき CIT = 1,000,000 x 1% = 10,000 USD

2. 上記の契約金額が税抜(VAT と CIT を含まない)場合

$$\text{CIT 課税売上} = \frac{1,000,000 \text{ USD}}{1 - 1\%} = 1,010,101 \text{ USD}$$

納付すべき CIT = 1,010,101 x 1% = 10,101 US

第6章：税務調査

税務調査の関連法令一覧

法令	法令番号	内容
法律	No. 106/2016/QH13 dated 06/04/2016	税務管理法の一部条項の補足および改正法
	No. 71/2014/QH13 dated 26/11/2014	税務管理法の一部条項の補足および改正法
	No. 21/2012/QH13 dated 20/11/2012	税務管理に関する法律の改正法
	No. 78/2006/QH11 dated 29/11/2006	税務管理に関する法律
政令	No. 100/2016/ND-CP dated 01/07/2016	税務管理に関する法律と改正法の詳細を規定した政令
	No. 12/2015/ND-CP dated 12/02/2015	税務管理に関する法律と改正法の詳細を規定した政令
	No. 129/2013/ND-CP dated 16/10/2013	税務に関する行政違反行為に対する詳細を規定した政令
	No. 83/2013/ND-CP dated 22/07/2013	税務管理に関する法律と改正法の詳細を規定した政令
省令 (通達)	No. 130/2016/TT-BTC dated 12/08/2016	政令 No. 100/2016/ND-CP の施行ガイドライン
	No. 26/2015/TT-BTC dated 27/02/2015	政令 No. 12/2015/ND-CP の施行ガイドライン
	No. 166/2013/TT-BTC dated 15/11/2013	政令 No. 129/2013/ND-CP の施行ガイドライン
	No. 156/2013/TT-BTC dated 06/11/2013	税務管理法の一部条項の施行ガイドライン

その他、上記法令に関連するオフィシャルレターがあります。
また、上記の他ベトナムが締結した他国との租税条約も影響を及ぼします。

質問 42: 税務調査はいつ行われるのでしょうか。

ベトナムで Audit という単語は、「税金を調査する税務調査」、「関税を調査する税関調査」、「会計を調査する会計監査」があります。ここでは税務調査について述べます。

税務調査が行われる時期は、主に 3 つのパターンがあります。

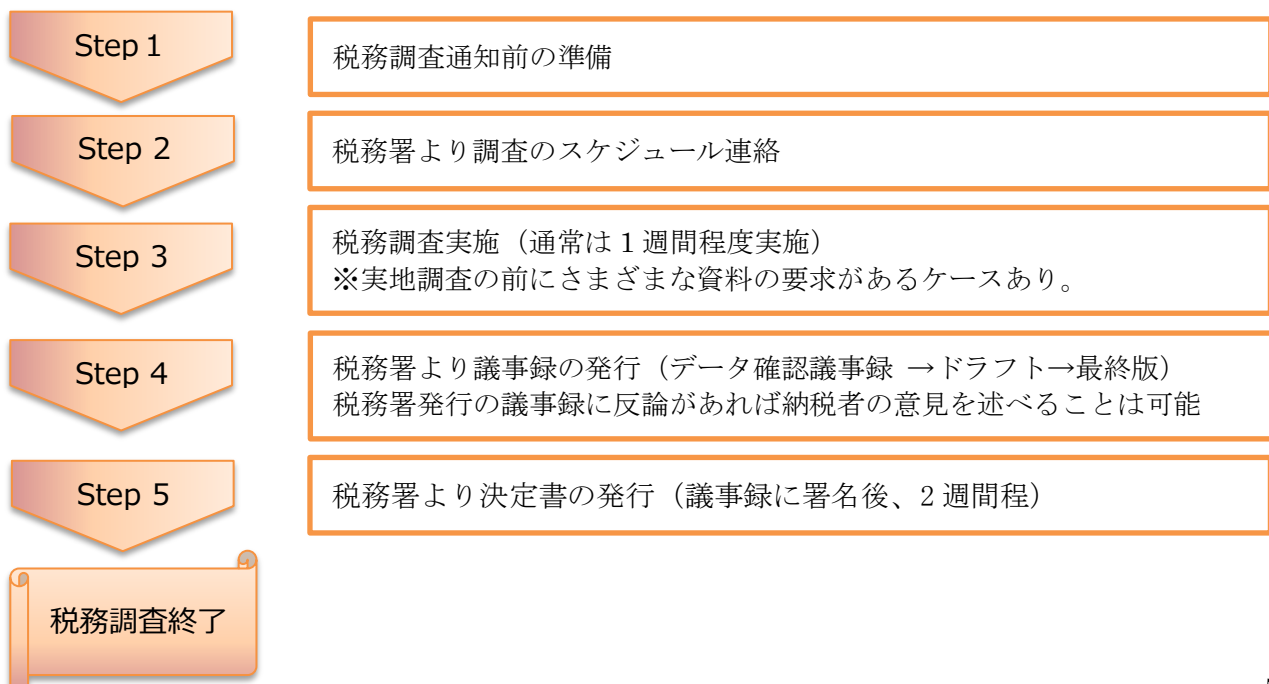
- 1) 通常の税務調査 (一般的な税務調査)
外資系企業の場合は、一般的に 5 年に 1 度の頻度で実施されます。
(ただし、5 年以上、税務調査が実施されていない企業もあります。)
- 2) VAT 還付申請時 (VAT の還付を申請した際の調査)
VAT 還付申請時に調査が実施されるケースです
- 3) 清算・閉鎖時 (税コード返却の際)
 - ・ 現地法人清算時
 - ・ 駐在事務所・プロジェクトオフィス閉鎖時

質問 43: 税務調査の期間はどのぐらいですか。

税務調査の期間とは、調査決定が公表された日から調査対象になる会社での実地調査業務が完了する日までを指します。

調査機関	規定	延長可能な日数 (必要な場合)
税務総局	45 営業日	70 営業日
税務局または税務署	30 営業日	45 営業日

※ 税務調査のフローは以下の通りです。



質問 44: 税務調査のために何を準備しておけば良いでしょうか。

一般的に、税務調査に必要な書類および資料は以下の通りです。

1. 投資ライセンスまたは事業登録証明書
2. 税コード証明書
3. インボイス使用に関連する書類
 - 1) インボイス発行通知書
 - 2) 四半期ごとのインボイス使用状況報告書など
4. 会計監査済財務諸表
5. 各種税務申告書
 - 1) VAT 申告書(月次または四半期申告書)
 - 2) 購入・販売の物品・サービスの一覧表
 - 3) 控除可能な仕入 VAT の確定一覧表
 - 4) PIT 申告書(月次または四半期申告書)
 - 5) FCT 申告書
 - 6) CIT 確定申告書
 - 7) PIT 確定申告書
6. その他書類
 - 1) 会計帳簿
 - 2) 会計証憑
 - 3) その他関連書類・資料
 - 4) 納税証憑(納税を証明する証憑、送金依頼書など)

質問 45: 税務調査の結果、追徴課税となった場合、どのように課税されますか。

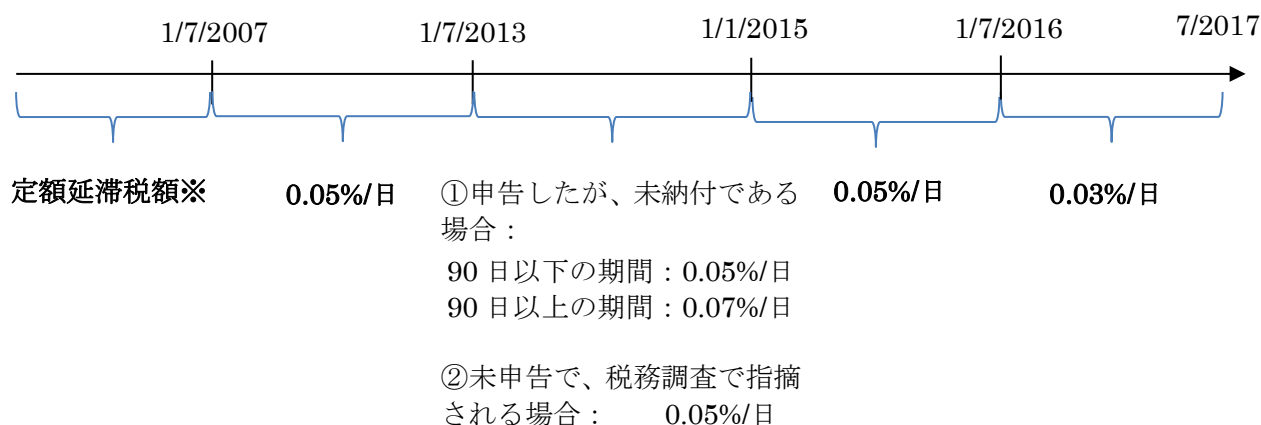
調査の結果、未納税金があった場合には、次の税金を納める必要があります。

- 1) 誤申告による、未納税金(本税)、または過剰に還付された本税
- 2) 延滞税

延滞税は次のとおりに計算します。

$$\text{延滞税} = \text{未納税額(または過剰に還付された本税)} \times \text{延滞税率} \times \text{延滞日数}$$

延滞税率は次のとおりです。



※定額延滞税額は 2,000,000VND～5,000,000VND となります。

- ① 「申告間違いを自分で発見する」、「修正申告をする」、「不可抗力の事由が認められる」、のいずれか 2 つ以上に該当する場合 → 2,000,000 VND
- ② 悪質とみられる行為（「組織的な違反」、「複数回におよぶ違反」など）に 2 つ以上該当する場合 → 5,000,000 VND

2007年7月1日以前に脱税したと判断される場合、定額延滞税額以外に、重加算税も課せられます。

3) 加算税または重加算税

誤申告により、未納税金が発生する、または過剰に還付を受ける場合、未納税額または過剰に還付を受けた金額の 20% を加算税として支払わなければなりません。ただし、税務調査の前に自ら誤申告に気づき、自主的に修正申告をした場合には加算税の 20% は課せられません。

場合によって、脱税と判断された場合、当該税金額（未納税額、または過剰に還付を受けた本税）の 100%～300% を重加算税として支払わなければなりません。

<例>

前提：

Aさんの日本での給与は 30 万円で、ベトナムでの給与は 20 万円とします。

2014 年の第 2 四半期（4 月～6 月）の申告において、誤申告により納税額が不足していました。

（日本給与を 10 万円で申告、つまり 20 万円少なく申告していました。）

2017 年 8 月に税務調査を受け、税務当局より未納税額を指摘され、追徴課税が発生します。

2017 年 10 月 1 日に、未納税額を支払います。

この場合、延滞税および加算税は次のとおりに計算します。

給与の換算

為替レート： 1 円 = 200VND

日本での給与は 300,000 円 x 200 = 60,000,000VND (四半期当たり 180,000,000VND)
 誤申告した給与は 100,000 円 x 200 = 20,000,000VND (四半期当たり 60,000,000VND)
 ベトナムでの給与は 200,000 円 x 200 = 40,000,000VND (四半期当たり 120,000,000VND)

	正確な申告	誤申告
日本での所得	180,000,000 VND	60,000,000 VND
ベトナムでの所得	120,000,000 VND	120,000,000 VND
課税手当(住宅手当等)	100,000,000 VND	100,000,000 VND
課税所得	400,000,000 VND	280,000,000 VND
PIT 税金	130,150,000 VND	88,150,000 VND
未納税金		42,000,000 VND

延滞税の計算

- 2014年7月31日(2014年の第2四半期の納税期限は7月30日)から2014年12月31日まで(90日以内)
 延滞税 = 42,000,000 x 0.05% x 90日 = 1,890,000 VND
- 2015年1月1日から2016年6月30日まで
 延滞税 = 42,000,000 x 0.05% x 547日 = 11,487,000 VND
- 2016年7月1日から2017年10月1日(追加納税日)まで
 延滞税 = 42,000,000 x 0.03% x 455日 = 5,733,000 VND

延滞税合計 : 20,370,000 VND

加算税または重加算税の計算

- 誤申告により、未納税額が発生する、または過剰に税金を還付を受ける場合 :
 加算税 = 42,000,000 x 20% = 8,400,000 VND
- 場合によって、脱税と判断された場合、当該税金額(未納税額、または過剰に還付を受けた本税)の100%~300%を重加算税として支払わなければなりません。
 重加算税 = 42,000,000 x 100%(または300%) = 42,000,000 VND(または126,000,000 VND)

質問 46 : 駐在員事務所に対しても税務調査は行われるのでしょうか。

はい。行われます。駐在員事務所に対して税務調査が行われる時期は、主に 2 つのパターンがあります。

1) 通常の税務調査(一般的な税務調査)

税務当局の税務調査の年間計画にもよりますが、一般的に 3 年又は 5 年に 1 度の頻度で実施されます。税務当局が関連資料、書類の提供を要求し、税務当局の事務所で調査を行うことが多いです。

2) 駐在員事務所閉鎖時の税務調査

駐在員事務所に対する税務調査は現地法人より短い期間で実施され、PIT を中心に調査が行われます。税務調査に必要な資料、書類は現地法人と比較して、種類が少なく、基本的に以下のものを準備しておく必要があります。

- ① 駐在員事務所の設立ライセンス
- ② 商工省に提出した駐在員事務所の年間活動報告書
- ③ 駐在員事務所の所長の辞令書
- ④ 駐在員事務所に従業員に対するベネフィットに関する親会社のポリシー
- ⑤ 銀行口座の開設通知書
- ⑥ 出張経費、事務所関連費用、所長等の住宅賃貸借費用、カーレンタル費用、接待費、サプライヤーへの支払等の駐在員事務所の収支状況を証明する資料：銀行口座のバンクステートメント、出納帳、会計帳簿及び関連証憑
- ⑦ 雇用契約書、昇給決定書、所得の受領票
- ⑧ 親会社が発行する外国人の年間所得証明書
- ⑨ PIT 申告書、PIT 確定申告書（駐在員事務所の申告書・確定申告書と従業員個人の PIT 確定申告書を含む）
- ⑩ 駐在員事務所に勤める外国人およびベトナム人従業員の名簿
- ⑪ 駐在員事務所に勤める外国人、ベトナム人従業員、及び従業員以外で駐在員事務所が所得を支払った人(サービスを提供した人)の所得の一覧表
- ⑫ PIT 納税証憑とその一覧表
- ⑬ 駐在員事務所に勤めた人のための住宅賃貸借契約書、インボイス、支払証憑
- ⑭ サービス・品物の購入契約書
- ⑮ 税コード証明書
- ⑯ 強制保険料及び労働組合費の一覧表